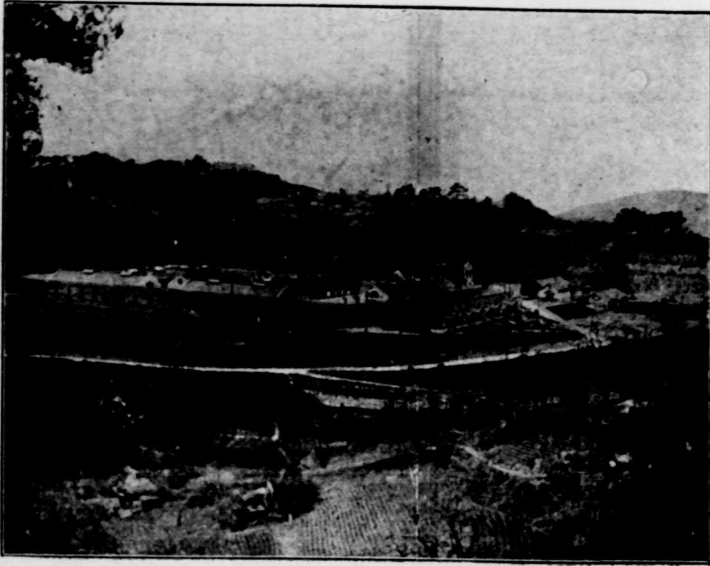
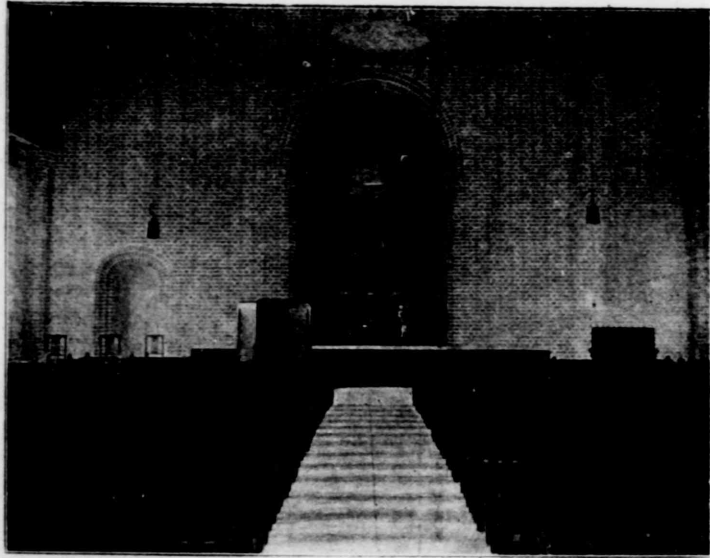


刑 政

財團法人 刑務協會發行

昭和二十七年一月二十六日（第三編）



裏面記事參照

卷頭言

刑政 第參拾八卷第四號 目次

論說

刑務官遣外の議……………小菅刑務所長
生活と經濟的争闘……………日本大學教授文學士
保健技師の職務に關する考察……………司法省衛生官
佐馬 有 助
川 木 英 郎
信 夫 助
(二)
(五)
(八)

資料

犯罪少年に就て……………東洋大學教授
エルマイラ・システムに就て……………法學士文學士
刑務所作業調査特別委員會の報告……………
勝 水 淳
安 齋 宗 一
平 野 一
K 野 宗 一
N 生 郎 保 行
(一九)
(二五)
(三)
(三)

寄書

行刑教化は愛と而して權威なり……………島取地方裁判所長
教化用書籍貸與方法に就て……………教師
刑務教育に於ける訓育上より見たる算術教授……………教師(奈良)
廣島刑務所三次支所の行刑……………三次支所長
寺 崎 勝 治 (四)
小 笠 原 覺 雄 (四)
西 山 博 我 (五)
横 田 長 右 衛 門 (五)

雜錄

我等の英語——行刑雜感

統計

叙任

刑務令規

東西南北

會報

家庭欄

新築落成した尾道支所

過る大正八年九月より五ヶ年繼續として工を起し經費拾四萬六千餘圓を投じた尾道支所移轉改築工事は本年度を以て竣工したので之れが落成式を大正十四年三月一日舉行した。

當日尾道支所廳舎表門前には大戟門を建て墨痕鮮かに「祝落成」と箆額を掲げ頂上幾多小國旗を以て埋め表門入口には大國旗が交又され庭内又萬國旗が空中高く翻へり廳舎玄關廳空地に幾棟の天幕屋根の宴會場を設け式場たる教會堂の天井は黒、赤、白、黄等だんだら幕が按排能く張られて居る。

午前十時三十分煙火三發を合圖に式は開始され先づ中村尾道支所長開會の挨拶に次て別項所載津路廣島刑務所長の式辭、工事主任の工事報告、司法大臣祝辭、阿部廣島地方裁判所檢察正、向井尾道市長、渡邊尾道區裁判所監督判事、小山田同裁判所上席檢察、大西尾道市評議長、佐伯西國寺住職（市内各宗協會代表）の祝辭朗讀各方面より祝電披露あつて莊嚴裡に閉式した此の日来賓として岡部司法書記官、阿部廣島地方裁判所檢察正、荻井同裁判所長、向井尾道市長、尾道區裁判所判檢事、附近區裁判所判檢事、井桁岡山刑務所長、市内各官公衛長、辯護士、新聞記者、各宗寺院住職、保護團體代表者、尾道佛教婦人會役員、市内名望篤志家等百六十餘名右閉式後は等來賓は津路所長始め支所長以下職員の案内に依り構内參觀され構造の精飾設備の整頓に驚異し行刑の進歩を感賞された人士も尠くなかつたとして一同は設けの宴會場へ着席するや津路所長開宴の挨拶に對し向井尾道市長來賓代表謝辭あつて支所職員は懇懇に來賓の接待に大に努め眞れも歡喜の色面に溢れ實に和氣霽然たるものがあつて午後三時臨時會した。

因に來賓には紀念寫眞帖を呈し收容受刑者一同には尾道市寄贈に係る紅白餅一と重ね尙支所に於ては落成祝として平素より一段獻立を良くし御馳走たつぷりて満足を與へた尙又來賓中特に關係深き裁判所判檢事向井尾道市長始め同市助役等拾數名を午後六時より湖畔帆影樓に招待し晚餐會を催し同拾時會した。

（廣島刑務所長報告）

刑政の發達は廣く有識の力にまつ

佛國のギヅー氏は拘禁設備の完備せると否とを視て一國文明の消長を知るべしと云つた、此の言葉は歐洲各國に歡迎せられた、我邦でも夙に學者間に唱和せられて今猶不滅の金言である。

十八世紀以前に於ける歐洲各國の拘禁設備は劣悪なるもので其の處遇は醜陋極まるものであつた、寧ろ處遇と謂はんよりは虐待の一語で盡さるといふほどに慘憺たるものであつた、開祖ジョン・ホワルドが巨萬の資財を擲ち各國を遊歴し、卒先して之が改良を叫び、各國の帝王又は政治家が覺醒して革新に力めたのも、之が爲めである、蓋し何事も極端より極端に奔り易いもので、視るに忍び難き拘禁狀況は朝野の輿論する所となり、一たび改良の鋒芒現はるゝや大河の決する如き勢を以て邁進し遂に之が改良革新を圖るといふ事が各國の競争事業となつて着々効果を收めたのである。

我邦古來の拘禁設備や制度組織が如何なるものであつたか寡聞にして其の真相は知らぬが、歐洲各國のそれよりは迥に文明的で改善主義であつた、徳川幕府時代の刑罰史に徴しても彼に優ること數等であつたと思はれる、それにも拘はらず其の進歩の遅々として彼に及ばざるは何故ぞ、想ふに其の設備其の處遇、彼の國に於ける如き醜惡なるものでなかつたので、強い反動を喚起されなかつたのであらう、幸か不幸か、未だ我邦には民間から起て之が改良刷新を叫んだ人あるを聞かぬ、維新後數十年行刑當局者が絶えず銳意革新を圖つて怠らざる其の勞を多とするが、更に々々之を内外呼應すべき具眼の士が民間より奮起することを切望する、縦令競争の事業とまでなくとも、而してギヅー氏の言をして彌強味あるものと致したいのである。

刑務官遣外の議

有馬四郎助

我國の制度文物も、今は歐米の夫れと其の形骸だけは、稍その影を送ふて長足の進歩を來しつゝ、あ
 る。けれども茲に止まらず、更に進んで文明の眞髓に達致し、彼と歩調を同じうするのみならず、尙
 ほ之に凌駕せんことを企圖するのは、我開國進取の國是に則る譯である。此の國是たるや、我國存立
 の主義精神であつて、即ち我國家の生命となつてゐるのである。苟も此の生命を有する限り、進歩發
 達は當然の國運であつて、前途洋々望み春海の如く、隆盛の榮冠を贏ち得るは、我が國民的信條の主
 眼とする處である。「大義を四海に布く」とは、我が建國の綱領の一つであることは、古來寸毫も變ら
 ざる理想律である。近くは明治大帝の五箇條の御誓文を拜して、最も明確に鮮明に、我國の大使命で
 ある此の「大義を四海に布く」所以の意義を宣示され、之れに據つて今日の我國運の進歩を視るは

誠に故ありと謂つ可きである。

凡そ物の道理は、進むか退くか二つに一つの勢を爲すものであつて、國運の如きも此の道理に洩れ
 ず、只積極的に進むことに據つてのみ其の國威を持續伸張し得べきものである。我國が今日ある所以
 のものも、全く此の開國進取の主義精神に基くと云ふ外は無い。御誓文中に在る所の「智識を世界に
 求め大いに皇基を振起すべし」と、ある如き何たる壯心猛氣を湧かしむることであらうか。所謂「儒
 夫も亦立つ」の、概なきを得ないではないか。進んで城を取らんとする者は勝ち、退いて城を守らん
 とする者は破る。此れ獨り兵法の道であるのみでない。國家經營の大道又實に然りであるは、嗚々の
 辯を俟たざる所である。

x x x x x

探長補短は、我國官民の常住不變の標語モットーであつて、歐米の科學、藝術其の他の文物を受け入れるこ
 とに於て躊躇せざるのみならず、多く人材を彼の地に派遣して實地に學ばしめ、以て適當に咀嚼消化
 して、我を長養發達せしむる材料に供する賢智に於ては、世界をして驚嘆せしむるものあり。そして
 是は我國民性の誇りと爲すに足る所である。斯くて我國民間のことは暫く置き官公職に在るもの、此
 の任務の爲めに歐米に派遣せらるゝもの、陸續として其の跡を絶たないのは、誠に悦ぶ可きの現象と
 言はねばならぬ。我國の文化をして理想の域に達せしむるには、猶前途遼遠とは言ふものの、今日の標

器具の發明及び使用に従つて分業組織が大に違つて來た。これは次に複雑なる組織を爲すやうにした。其の結果多くの人々は自分で消費するものを製造しないで生産者から間接に其の資料を受けるのである。加之分業及び交換の組織は社會的團體及び階級を作つた。其の状態及び特性は重に經濟的組織の中にある其の機能によつて決定された。人間の生存競争は大部分經濟的争闘となつた即ち分業及び交換に基いた生産組織の中で必要とし又は願つた所の貨物を得る争闘となつたのである。假令争闘は其の性質上複雑となり又は間接となつたとしても多くの動物間に行はれたものよりも一層花々しいものとなる、而して一層普遍のものとなる、それは人類生活の重要な方面に觸れてをり又影響するものである。それは犯罪的活動に關して特別な意義のあるものである。何となれば此の活動は疑もなく直接に經濟的争闘から起るものである。而して其れの凡てとないとしても大部分は經濟的環境によつて條件つけられたものである。

犯罪に關して經濟的勢力の影響があると云ふことに關しては意見の相違がある。ある人は犯罪は全く經濟的要素によるものであると考へ、他の人は經濟的條件は犯罪の原因とは全然ならぬと主張する。事實上は、含まれてをる諸多の要素を解決すると云ふことは別問題である。此等は物理的環境即ち氣候季節又は地形の勢力生物學的要素及び經濟學及び政治學の如き社會的要素を含むでをる。此等の

異つた範疇に屬する要素を解さ又は正確に犯罪原因中にある所の關係的影響を評價することは不可能でないとしても困難なことである。

時と所とに關する犯罪は現存の經濟的組織によつて條件つけられ又はある範圍まで決定されるものである、生産方法が發達せずして社會の富が制限されてをる所では、生活條件は人に對する犯罪を鼓舞するであらう、生産方法が一層複雑となり且つ富が増加した時には財産に關する犯罪が多くなるものである。

吾等は犯罪に對して直接間接經濟上の勢力の影響があると云ふことを承認することを興味あるものと思ふ、多くの方法は此の問題を學ぶのに用ゐられるであらう。

第一に吾等は犯罪の量と經濟的變化との波動を相關せしめることが出来る。

第二に吾等は經濟的犯罪即犯罪は經濟的動機が明に又は表はに顯著なるものであると云ふことを學ぶことが出来る。

第三に吾等は犯罪の經濟的狀態即ち富の分配に關する經濟的階級及び彼等が屬する所の職業を學ぶことが出来る。

第四に常習犯罪即犯罪を爲すのを職業とし又は仕事としてをる所の人々の犯罪を學ぶことが出来る。この問題を研究する方法に關して吾等は多くの經濟現象又は條件を研究するの機會を持つであらう。

富の分配の懸隔、飢餓を避け又は生活の高い標準、失業、低い賃金、乞食、浮浪とか又は犯罪に導くやうな種々の形式の從屬物を避けたいと云ふ爲に犯罪に導くやうな貧困に處する經濟的壓迫を研究するの機會を得るであらう。

結 論

之を要すに經濟組織は原始的なる日用生産より他用生産に進み生存競争の結果は經濟的争闘を惹起するに至るのである。さて犯罪と經濟との關係につき犯罪は經濟的原因のみによると爲すもの之に反すとなすものがある。而して生産方法が發達せず社會の富が制限された所には人に關する犯罪があり、生産方法が複雑になり富が増加した時には財産に關する犯罪があると云ふこと丈は慥である。

保健技師の職務に關する考察 (四)

芥 川 信

(三) 被服、食糧、建築の衛生

(B) 食糧の衛生

受刑者に支給する食糧に就き我が國に於ては、保健食を與ふべき原則を、先づ監獄法(同法第三十

四條)で聲明し、これが種類、一人一回の飯量、一人一日の菜代等を、監獄法施行規則(同規則第九四、九五條)で定め、これが主食の種類と給與方法を、監獄局長依命通牒(大正三年三月監甲第二〇四號)で定め、これが食菜の献立の記載方を、司法省訓令(明治三十七年三月監甲第一四五號)で定められてゐる。

即ち我で監獄法第三十四條に於ては、在監者には其體質、健康、年齢、作業等を斟酌して、必要な糧食及び飲料を給すとある。必要な糧食、即ち保健食料を給することは法律の保証を得てゐるのである。故に實際各收容者には其の健康を保持するのに必要な食料を給與されなくてはならない。而して實際收容者に支給せらるる食糧の品質及び分量等から考覈するときは、收容者の糧食は普通人に對しては、嫌惡感を惹起せしめ、受刑者自体に對しては、加辱的を意味し、經濟的刑務所管理に便であると見做されて居る様である。

故に、法律に於て、如何に、保健食を支給せらるることを、聲明せられ保証せられておつても、食糧が實際に支給せられた後に、支障があつたならば、折角完美してゐる比の規程も無用に歸する次第である。それ故に行刑上に於て、受刑者の糧食は最も緊要な事項である。この緊要な事項を取扱ふことは、保健技師の最も重要な職務の一である。といふのは、今日の行刑衛生の進歩發達が、彼の有名なベツテンコフエル、フオート、ルブネル等の礎いた榮養學を、ペール及びクロローネの兩氏によつて、行

刑の實際に應用せられたことに重大なる原因をなして居る点でも、亦明かである。

さて、現時收容者に實際支給せられる主食の品質は、下等白米四分麥六分（因に現實に於ては多くは下等白米五分麥五分の割合を承認せられてをる）で、分量は、一等食一回量三合一日量九合から一回量に於て二夕宛の差を以て十等食一回量一、二合一日量三、六合の十階級である。又實際に支給される副食は、各刑務所所在地の物價の高低、或は耕耘地の多少等を斟酌して夫々一人一日料として、五錢以下の豫算を配付せられ、各刑務所に其の使用の全部を委任せられてをる。其他、この主食の十階級は、經驗的の根據から作業の種類別によつて、支給せられることに規程せられてをるのである。

此の實況にあつて、收容者の糧食が、其の保健上に眞に適切であるかどうかを常に觀察して、遺憾のない様にするには、實に保健技師の責務である。それには、保健技師たるものは、輒近に於ける榮養學の知見に立脚し、收容者糧食支給の實際上の經驗を加味し、又時代々の行刑觀念を忘れず、其の責務に努力しなければならぬ。而かも若しも收容者の糧食が、其の保健上に及ぼす影響に付いて、確かに改善すべきものがあると云ふ点を、發見したならば、右に關する意見を、提出すべきは保健技師の重要な職務である。既に我が監獄法に於ては、既述の様に保健食を支給すべきことを聲明し、其の要素としては、體質、健康、年齢、作業等を斟酌することを、規程して居るに拘らず、糧食支給の實際にあつては専ら、作業のみを斟酌せられて居るやうである。この様で、實際上に障礙はないであら

うか。否や完全であらうか。然し乍ら或る論者はいはん。作業を主として糧食を規程するときは、自然體質、健康、年齢はそれに吸收されるのである。勿論この論據は余の賛意を表する所である。然し乍ら作業を主とするだけでは體質、健康、年齢が、全部吸收せられないことは、云ふまでもあるまい。殊に昨今の様に作業に、熟練職工を多數出す様の時勢にあつては、一層然りであらう。又各刑務所の實際にあつては體質、健康、年齢等によつて其の糧食を斟酌せられてをる數は幾何であらうか。甚だしいのに至つては、休養患者であつて食慾旺盛であるに拘らず、不就業者なりとの考へで、十等食を支給し、爲めに治療を遷延してをる様な例を、觀たことがある。これは、病者の糧食は保健技師の意見による次第であれば、五等食をも攝取してをつた者にあつて、之を食慾のあるに拘らず、十等食となすことなどは、少しでも、職責を重んずるものであれば、承認出來ない所であらう。其他糖尿病患者であつて、休養するに至らない程度の者に、其の糧食に就いて注意せられてをる者は、多いだらうか。此の種の患者の様な體質のものに對しては、糧食の變更が、最大の効果を齎すものである。故にこれは、是非共、其の糧食は、變更する様にせられねばならない。といふて、社會上階級者のこの種患者の食餌療法によれど、主張するものではない。行刑と豫算との範圍で適當の方法を見出すことが保健技師の任務であらねばならない。

以上の様に現今の規程の範圍の運用に於ても、保健技師の職務上考慮すべき点は少くない。然し輒

近榮養學の進歩と行刑の理想とにより考ふる時は、收容者の糧食の衛生上注意すべき事項は、枚擧に暇がない程多い。就ては榮養學進歩の實際から注意すべき諸点を參考の爲め、大体三大事項に分かつて夫々觀察して見やう。

(一) 食物の品質に關する事項

食物の品質に就いては、これを攝食取に基いて、總熱量、蛋白質量、脂肪量、含水炭素量、各養素の組合せ割合、生物學的價値に分つて述べやう。

(A) 攝取食の總熱量

吾人類が其の健康を維持し、各の仕事をして居る場合、一日幾何かのカロリーを、攝取しなければならぬといふ問題である。これは地方的關係、習慣、は勿論、年齢、性別、体重、或は其の仕事等種々の條件によつて、各異つて居るが、普通仕事を爲して居る場合成年男子にあつて、体重六五瓩の人では、一日攝取カロリー三、〇五五カロリーを以て彼のフォイトの提言した保健食として、今日迄一般に認められて居ることは、明かなことである。而して我が國の學者が、本邦の勞働者に就いて研究した結果によると、普通十三貫―十四貫の体量の人が攝取すべき食料は、蛋白質一〇〇瓩、脂肪二〇瓩、含水炭素四八〇瓩、總熱量二五六四カロリーである。又三十才以上の人殊に學者、僧侶等勞働に従事しない人の所用熱量は二二〇〇カロリーである。又余が我國の受刑者の熱量に就いて、研究し

た所に依れば、大体一等食三三九七カロリー十等食一五一一カロリーで一等食乃至十等食の平均カロリーは、二四五四カロリーで、各等食間の差は、二一〇カロリー宛である。然し乍ら、近年米國のチツテンデンや、丁抹のヒントヘーデ等は、上述の様なカロリーより遙かに少いカロリーでも、長く健康を保持し、且つ充分の能率を上げ得ると云ふことを、云ひ出し、先般の世界大戰に於ても、よく其の主義に基いて、各國民がよく健康を支へて、國家經濟上大いに利する所があつたと、いはれる様になつたのである。チツテンデンの如きは總カロリー二八〇〇で優に健康を保つたと云ひ、最少熱量に就ては、二〇〇〇位でも足るといふて居る。これ等の事項は、保健技師の考慮を要する基礎であらねばならない。

(B) 攝取食の蛋白質量

獨逸保健局が、フォイト、ベツテンコーフェル、ルブナー等の説を基礎としての蛋白質量は、一三〇五瓩としてをる。而して我が學者の研究による本邦勞働者の蛋白質量は、一〇〇瓩、又余の研究に依れば、我が受刑者のは凡そ平均八〇瓩である然し乍らチツテンデンは僅かに四〇―六〇瓩で足るとの實驗を爲し、ヒントヘーデの如きは更に少なく、二五瓩で、長く窒素平衡及び健康を維持し、却つてよく仕事に耐え得るに至るといふ。而して國民一般に應用する場合にあつては、七七瓩を以て、充分であるとして居る。これは過般の戰爭で、丁抹も亦獨乙と同じて、聯合國の糧食に遭遇した經驗

で確實であることが、証明せられたといふ。又動物性蛋白質と植物性蛋白質との割合は、蛋白質中の五分の一乃至三分の一を動物性で、一般に要求してをるやうである。其の蛋白質は生理上何故に必要であるかといふに、主として内分泌即ちホルモンの材料として供給されるものであつて、ホルモン分泌のミニマムと蛋白質のミニマムとは密接の關係があるといふやうな事も、保健技師の考慮を要する点であらねばならぬ。

(C) 攝取食の脂肪量

脂肪は刑務所食に於て、昔から論議のあるものである。これは、脂肪は、元來其價が低廉でない食品に多くある爲め、刑務行政上に於ては、實際に支給上困難が、多い爲めである。フォイトは、保健食として五六瓦の脂肪を要求してをるが、我が國人は、性來淡白な食事に習慣を持つてをる爲め、其の脂肪量は少ない。殊に刑務所食にて於ては少ないとの理由で、屢々問題となる所である。余の研究に依れば、我が刑務所食の脂肪量は、凡そ二二瓦—二七瓦位である。

而して既往に於て、往々非難となつた所は、夜盲症の發生等であつたが、それは現今に於ては、憂ふるに足らない様であるのは、欣ばしい事である。

所で最近に於ては、脂肪の量如何は、蛋白質の利用經濟上重大な意義のあることが、發見された。それで、ペーリー、メーノン、アロン等は、蛋白質と脂肪とは、同量なるを、最も營養上經濟である

として居る。ヒンドヘーデの如きも、彼れの實驗から、兩者は、殆んど同量を以つて適當とし、斯して蛋白質のミニマムも前の如く少量で、足ると云ふのである。然し乍ら、此の脂肪量に就いては、諸種の説があつて、脂肪の欠くべからざる所以は、脂肪中の最も重要なリポイドの必要に基くもので、此のリポイドさへ其の必要量を得れば、他の脂肪は必要はない。否ん此のリポイドの必要も亦、若し食物中にビタミンAさへあれば、認めるに及ばないとする學者も、ある様に至つてをる。此等の点は、刑務所の實際と照合して、保健技師の觀察を要する点である。

(D) 攝取食の含水炭素

含水炭素は、刑務所食に於ては、昔から多きに失すると、いつて、注意せられてをるものである。これは云ふまでもなく、含水炭素が、低廉な食品に多く含有せられてをる爲め、刑務所行政上實際に容易に支給せられたからである。フォイトは、五〇〇瓦含水炭素を、要求してをるが、我が國の標準保健食でも、四八〇瓦ある。余の研究によれば、我が刑務所食の含水炭素量は平均四三六—五三二瓦である。而して含水炭素は、筋肉仕事の原動力となるものであるが、これは組織中でグリコゲンの形で分解し、始めて仕事が行はれる者で、筋肉労働の如何によりて攝取される含水炭素の量も亦、増大するのである。故に含水炭素は吸収せられ易い形で、支給せられることは肝要であらう。それには、刑務所食にあつては、砂糖が今少しく利用せらる事も最も必要な事項である。

其他茲に見逃すことの出来ないのは、含水炭素が仕事及び熱の原動力として、或る程度迄は、脂肪に依つて補はれるものではあるが、更に脂肪を以つては、代價し得ない含水炭素の特別の働きのある事である。食物中の含水炭素が、ある程度を越して減てれば、如何に脂肪並に蛋白質を以ず必要カロリーを供給するも、人間は長く健康を維持し得るものではない事である。要するにこれ等は亦保健技師の注意を怠つてはならない事實である。

(E) 攝取食の營養素の組合せ割合

更に食物は、既に述べた様な總カロリー及び蛋白質等を攝取すると、各營養素即ち蛋白質、脂肪、含水炭素、無機塩類及びビタミンの割合に於て平衡を失するときは、人体の營養上に障礙を起して來るのである。これは近年營養上に於て益々重要視せられる点である。

彼の蛋白の必需量といふ問題は、同時に攝取し居る含水炭素の量と關係のあるもので、含水炭素の存否は蛋白質の利用を便利ならしめるが、此の場合蛋白と含水素とが一と一との比即ち同量であるよりも、蛋白質と脂肪との比が一と一となるときは、總カロリー並に蛋白質の必要量は、前者に比し遙に少量で足る。即ち脂肪は含水炭素よりも蛋白質の利用を便ならしめるものである。

更に蛋白質の利用に對して影響を有つて居るものは、無機鹽類である。鹽基、並に酸の、蛋白質新陳代謝に密接の關係ある如き、又各鹽類の量並に相互の割合の如何に依つて、健康上の障礙のあるこ

とは、既に實驗的に證明せられてをる所である。

次に含水炭素の量は、常に脚氣ビタミン量と相伴はねばならないことである。即ち多量の含水炭素を攝取すれば、従つて多量のビタミンBを、必要とするのである。これは含水炭素を多く取る刑務所食では、特に注意しなければならない。この外脚氣に就ては、各營養素の割合に於て果して適當であるかどうかをも、注意することは肝要である。

又吾が日本人食に就ては、殊に無機鹽類としてカルシウム、ナトリウム、クロールの不足があり。殊に刑務所食では、ビタミンA、B、C等の不足にも、注意すべきである。これは、植物性食品、穀類、豆類、根菜類等の如きものは、通有性として、カルシウム、ナトリウム、クロール及びビタミンAの不足を、來たすものである。然し乍ら、このナトリウム及クロールの不足は、菜食に過剰にあるカリウムのために、自然要求する食鹽(菜食者は肉食者よりも、鹽辛い味を欲するのはこれである。吾人は、これを山間の百姓家にて、實驗することが出来る)のために、補ひ得てをるのであるが、カルシウム並びにビタミンAに就ては、完全に不足を補はれ居るや否や問題である。若し受刑者の營養障礙ありとせば、以上の様な諸點には、保健技師は充分考究しなければなるまい。

(F) 攝取食の生物學的價值

食物の營養價値を定めるのに、此れには専ら化學的の分析によつて、其含む蛋白質、脂肪、含水炭

素等を定性、定量的に分析して、營養學上に貢獻する所甚大であつた。然し乍ら、茲に分析上では知り得ないビタミンなる物質の存在や、微量に存する無機鹽類の價値の重大なる事、各養素と雖、其オリヂンの異なるによつて、利用の程度に、差異があり、更に各食品を構成する各養素の組合せ如何によつては、實際上生物學的の價値は、必ずしも机上の分析の結果と、一致しない事を發見さるゝに至つたのである。例へば、豆類蛋白の如きは、穀類蛋白に比較して蛋白の含有量も多いが、實際豆類蛋白の生物學的價値は、穀類のそれに劣つて居つて、殆んど半分近い事が證明されてをる。又馬鈴薯は、實に乳汁、卵並に肉類蛋白と、同價値を有するものであることを、發見せられた事である。これは、實にヒンデヘーデの大なる功績である。馬鈴薯を採取し居れば、肉類の必要を認めないのである。又穀類、豆類、及び球根類は、生物學上相似た役目を爲すものであるが、此等のみで組立てた食物は、充分のカロリー並に蛋白質を攝取するも、吾人は健康を保つことが出来ないものである。換言すれば、此等の穀類等は、共に同一の缺點を有つてをつて、此等を相互に如何に組合せても、其缺點を補ふことは出来ないものである。これを補ひ得るものは、植物界にあつては唯だ葉があるのみである。而して此等の穀類等は、何れも、ナトリウム、カルシウム、及びクロールの三無機鹽に乏しく更にビタミンAは、極めて乏しいものであるが、葉には此等の鹽類並に諸種のビタミンが豊富に含まれてをるものである。故に、刑務所の様に野菜食を用ゐる殊に穀類等を使用する場合には、常にこの葉(殊に綠色のもの)を用ゐる様にせねばならない。この様な生物學的價値については、特に保健技師の觀察を要する点であらねばならない。(未完)

資料

犯罪少年に就て

「一」年齢に就て

今各國に於ける少年犯罪者の年齢に就て觀察しますに、大凡そ左の如き状態であります。

英國におきましては毎年犯罪者總數の約四割は、二十歳以下のものだとであります。而して一八八六年には十八歳乃至二十一歳の犯罪者が、總數の一割六分、十五歳乃至十八歳のものが六分を占めてゐました。ドレームス氏の報告によりますと、英國に於ける最も多い犯罪年齢は、十六歳乃至二十四歳でありまして、其中でも

勝水淳行

十六歳乃至二十一歳の犯罪者が、最高率を示してゐることとあります。

北米合衆國 又北米に於ける一八九〇年の統計によりますと、同年同國に於ける五十八個の少年感化院に收容せられた人口は、一四八四六人(其中三三二一人は女子)でありました。而してその平均年齢は、十四、二三歳であります。これを性別に見ますと、男子の年齢は十四、〇九歳、女子の年齢は十四、七一歳であります。今これ等の收容人員につき、七歳から二十一歳までの年齢別を見ますと左の如くであります。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男子 | 七歳 | 八歳 | 九歳 | 十歳 | 十一歳 | 十二歳 | 十三歳 | 十四歳 | 十五歳 | 十六歳 | 十七歳 | 十八歳 | 十九歳 | 二十歳 |
| 女子 | 七歳 | 八歳 | 九歳 | 十歳 | 十一歳 | 十二歳 | 十三歳 | 十四歳 | 十五歳 | 十六歳 | 十七歳 | 十八歳 | 十九歳 | 二十歳 |

●●● 獨逸に於ける詳細なる材料を手にしませぬのは甚だ遺憾に堪えませぬが、一八九二年には獨逸の少年犯罪者が、四六四九六人であつたのが、一八九五年には其五割を増したと云ふことであります。

●●● 埃太利 又埃國に於ける一七九六年から一八九五年まで、十年間に於ける少年犯罪者に就て見まするに、十一歳乃至十四歳の犯罪者が、年平均六九三人、十四歳乃至二十歳の犯罪者が同く五七二九人で、犯罪者總數の約二割二分に當つたゐたとのことであります。

●●● 佛蘭西 コレー氏の調査によりますと、佛國に於ける一八七六年から一八八〇年の間に於いては、十六歳乃至二十一歳の犯罪者と、二十一歳乃至四十歳の犯罪者と其數が相等しく、次の五年間に於ても略同様の結果を得たとのことであります。同氏の犯罪と年齢との關係を現はす表を見ると次の如くであります。

九歳は二十歳未満の少年犯罪者でありました。各國共に如何に少年犯罪者の多いか、而して其割合の多いかを想察することが出来ます。而もこの少年犯罪は年々増加する傾向を以てゐまして、何れの國に於いてもこれが減少について苦心してゐるのであります。

二二 少年犯罪の特徴

少年の心理状態は一般に安定を得てゐませぬ。即ち不安動搖と云ふことが其特征であります。ヒールーはこれを心的軋轢に基づくのだと説明してゐますが、正に少年時代は諸種の心的軋轢を生ずる時代であります。即ち諸種の心的新勢力の發顯する時であつて、それが一定の傾向を以て落ちつく處に落ち得ないから、心的軋轢を生じ不安動搖の状態に置かれるのであります。既に不安動搖の状態でありますから、精神力が薄弱でありまして、理性の指導よりも感情の力が強く、凡べてを感情によつて動揺せんとするのであります。特に不良な條件の下に置

九歳 八歳より十歳以上
十歳 七歳より九歳以上
十一歳 六歳より十歳以上
十二歳 五歳より十歳以上
十三歳 四歳より十歳以上
十四歳 三歳より十歳以上
十五歳 二歳より十歳以上
十六歳 一歳より十歳以上
十七歳 十歳以上
十八歳 十歳以上
十九歳 十歳以上
二十歳 十歳以上

●●● 伊太利 又伊國に於ける少年犯罪につきましては、ロシプロゾーが報告してゐる處によりますと、左の如くであります。

我國におきましても明治三十二年から大正元年まで、十四年間に於ける犯罪總數百三十七萬餘人の中、十三、

かれる少年は、一層その精神力が薄弱となり、刺激や暗示に感じ易いのであります。

而して一面には、常に強烈な自我感情が働いてゐますから、刺激や暗示を受け入れますと、直にそれに反應して、淺慮無謀な行爲に出づるのであります。俗に青年は、客氣が多いとか無鐵砲だとか、向ふ見ずとか云はれるのは、即ちこれが爲めであります。

この少年心理の特徴が犯罪の上にも現はれてゐます、今これを總受刑者と少年受刑者とを比較して見ると左の如くであります。

| | 五年間總受刑者 | 百分比 | 九・四少年受刑者 | 百分比 |
|------|---------|------|----------|-----|
| 物 盜 | 八二七六 | 四・〇 | 二二七 | 二・四 |
| 強 盜 | 一三二 | 一・一 | 一 | 〇・一 |
| 詐 欺 | 三三三七 | 一五・三 | 一三 | 一・四 |
| 横 領 | 三三六 | 一・五 | 一 | 〇・一 |
| 贓 物 | 九七三 | 四・六 | 八 | 〇・九 |
| 文書偽造 | 八八八 | 四・二 | 三 | 〇・三 |
| 毒 害 | 一八 | 〇・一 | 一 | 〇・一 |

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 住居侵入 | 101元 | 0.1 | 0.1 |
| 往來妨害 | 1元 | 0.1 | 10 |
| 賭博 | 101元 | 1元 | 0.1 |
| 強盗 | 101元 | 0.1 | 0.1 |
| 偽造 | 101元 | 0.1 | 1 |
| 脅迫 | 101元 | 0.1 | 1 |
| 郵便法違反 | 101元 | 0.1 | 0.1 |
| 罰金 | 101元 | 1元 | 1 |
| その他 | 101元 | 1元 | 1 |
| 合計 | 101元 | 101元 | 101元 |

右の表は川越少年刑務所に於ける、大正二年から同九年までの少年受刑者總數と、大正五年から同九年までの全國總數受刑者との對比であります。これによつて見ますと、窃盜は全國總受刑者の方は三四、〇であるに係はらず、少年受刑者の方は七六、一二、倍以上の多數を占めて居るのであります。又放火も前者は僅に一、一であり、後者は四、九と云ふ多數に昇つてゐます。處が

「三」 少年犯罪の原因

少年犯罪の原因としましては、種々の事項が數へられて居りますが、大別しますれば個人的社會的物理的の三つとすることが出来ます。

個人的原因の中には、惡素質の遺傳、心身の發育不完全慾望の異常昂進等を挙げなければなりません。

又社會的原因の中には境遇の不良、生育の不良、家庭の不良、悪友の誘惑、惡風習の感化、土地の状況、異性の關係、職業の影響等を挙げることが出来ます。

而して物理的原因とは何かと云ふに、季節の關係、晴雨寒暖、空氣の乾濕等の影響を指すのであります。

併しながら犯罪の原因は上述の如く截然區別することの出来ないものであります。右の如き條件が互に相錯雜して動機となり原因となり、醜態が乾濕冷暖の條件によつて、醜態力を表はす様に醸成せられるのであります。而して多くの犯罪者を取り扱つた經驗から推して考

詐欺、横領、文書偽造、往來妨害等になりますと、全國總受刑者の方が多く、少年犯罪の方がすつと少いのであります。即ち簡単に手つ取り早く出来る搔擻、持も逃げ等の窃盜は、無鐵砲な少年には行ひ易い犯罪だと云ふことがわかる。又放火罪の多いと云ふことは、自我感情の強い少年は、怒り易く恨み易いものだと云ふことを知る材料として適當なものであります。而して詐欺、文書偽造、往來妨害等の如き、計畫的の犯罪は、血氣にはやり、思慮單純な少年には、自然に數が少いと云ふことがわかります。

モリソン氏も、身體に對する犯罪數は十六歳未満のものは、十六歳以上に於ける程多くない。又道德的犯罪は十六歳以上二十一歳のは、十六歳未満のものに比して三倍若くは四倍に當り、浮浪、家宅侵入等の犯罪は、十六歳未満よりも十六歳以上の方が多いと云つてゐますが、吾國に於ける傾向と略ぼ一致してゐるのであります。

へますと、父母の方が早死したとか、或は繼母に育てられたとか、其他子供に理解のない親、無知の親、不健全な親と云ふ様な、家庭の不良なのが第一の原因となつてゐるのであります。次には生育の不良と云ふことであります。即ち公生兒よりも私生兒に犯罪の多いと云ふことはこれを証據立て、居るのであります。

これに就て私は文明の餘弊と云ふことをつくづく感ずるのであります。即ち酒害による惡質の遺傳も、親の品行による惡素質の遺傳も、家庭の不良と云ふことも、私生兒の多く出来ることと云ふことも、皆近世文明の餘弊と云ふことが出来るのであります。この文明の餘弊と云ふ根本の禍因を除かない限り、酒害の恐るべきことを力説しても、品行の結果の恐るべき遺傳を高潮しても、家庭の改善を絶叫しても、到底病膏肓に入つてゐる現代社會の人心は耳を假さぬであらふと思ふのであります。然らば近世文明の禍とは何か、生存競争の上に築かれた物質主義の文明これでありま。即ち今日の文明は物質主義

の文明であります。物質と物質とは如何に接近しても兩者の間に融合すると云ふことがありません。のみならず接近すればする程打突かりあふのであります。今日の人心が互に融和して相扶けると云ふことよりも、他を排しても自分が一步先じ様とするのは、即ちこの生存競争に打ち勝たんとする所から起る自我の要求であります。而してこの要求を満たさんとするには、金錢富貴権力と云ふ様な、形の上に現はれた物質的或る物を得なければ満足することが出来ませぬ。かくして社會は滔々として生存競争に打ち勝ち物質的の満足を得んとする傾向を帯んで来たのであります。

併しながら幸に所期の要求を満足し得たものはよろしいけれども、社會に存在する皆が皆、所期の要求を満足することは到底出来ませぬ、加之不満不平不安の状態に在るものの方が數の上に於ては多いのであります。之等の不満不安の徒は、何によつてその苦痛を散ぜんとするかと云ふに、多くは飲酒と異性との關係であります。而し

てその飲酒が悪素質を遺傳し、異性ととの不合理な關係が、或は白々は花柳病の如き惡疾を得、子孫には惡疾を遺し、或は私生兒の増加と云ふことになるのであります。かくして父は父たらず、母は母たらず、従つて又子も子たらず、家庭の温情は何處にも見出すことが出来ず。家庭は呪はしき惡魔の宮殿となり、貧困、發狂、自殺、家出、犯罪となつて現はれるのであります。然らばこの禍根を藏する社會を如何にすべきか、先輩諸君と共に考究したのであります。甚だ粗雑な取り留めのないことを申上げて失禮致しました。

讀書の法

一書を読み了らざれば決して他書を読み起すべからず、一書を読み了ると雖書中の意義を悉く了解せざるうちは、決して他書を思ふべからず、且つ何事を學ぶにも全幅の心力を用ふべし。
ボワクストン

エフ・エツチ・ワインズ氏原著

エルマイラ・システムに就いて(一)

私は本稿に於て行刑制度に於けるエルマイラ制なるものも大要を述べようと思ふ。就ては之を述ぶるに大体二様の方法があると考へる。即ち第一の方法は之を廣く感化行刑制度論 Reformatories として各種の感化行刑施設を(エルマイラ以外の男、女感化施設をも含めて)併せ論ずる方法で、例へば Louis Lobinson: Penology in the United States, 1921, pp. 120—152 の行方がそれである。之に反して第二の方法は讀者の注意を斯種の刑務所の精神又は行政に於ける種々の差異點に置いて其思想を散逸せしむるよりも、寧ろ其最も著名なオリヂナルの例——エルマイラ感化刑務所共其の二に就て之を論じ據とする方法である。例へば

安齋保

Wines: Punishment and Reformation, pp. 199—231 の行方が之に屬するので、私も以下此後者の例によつて其大要を述べることにした。次に本稿に於て必ず的に觸れて行かねばならぬ點は北米に於ける不定期刑論の研究であるけれども、其詳細は到底短い本稿の能くする所でないから之は別に稿を改めて詳論する心算である。最後に緒言は本システムを述べる上には一應述べる必要があると考へたから附加へたまでのことである。

一、緒言

北米行刑改良運動一瞥

一 刑務所の財政的改良 北米に於ける行刑管理の實際
上の改良は Z. R. Brockway; Beginnings of Prison
Reform in America. *Charities*. 13: 437-44. Feb-
ruary 4, 1905. に據ると一八二七年 Sinsbury Mines
(Ct. 州) から Wethersfield 新刑務所に受刑者を移した
時に始まると、いふことになつて居る。

併せてウエーザスフィールド刑務所の最初の典獄は言ふ
迄もなく Moses C. Plisbury で、北米行刑改良の一
少くともニューイングランドの——フアウングターと
も、首長とも謂ふ可き人である。其子 Amos Pils. は父
の後を繼いで一八三〇—四五年まで同所の典獄となつて
居たが、同年オススニーに移つて此處に Albany Country
Penitentiary を建設して、所謂短期の Common-jail の
受刑者に対する地方的工場行刑制度 System of country
and district industrial prison を創設した。Amos C.
子 Louis Dwight Pils. 又父祖の業を繼いで一八七六
年紐育州立刑務所の典獄となり所謂ピルスベリー流を維

持して相當手腕を示して居る。

以上ピルスベリーの功績は刑務所の財政的管理と云
ふ點にある。一例を挙げると、一八一〇—二七年に至
る Sinsbury Mines の Newgate 刑務所の維持費は同
所の利益を控除して尙ほ一二五、〇〇〇弗に達し、凡
て Ct. 州の支出した所であつたが、次の十七年、即
ちピルスベリーがウエーザスフィールド刑務所を管理して
居つた間は受刑者の生活費を控除して尙ほ九三、〇〇〇
の利益を擧げて居る。斯の如き次第で Ct. 州の輿論は
忽ちにして斯種の管理方法を是認し、美目之れ悉く此善
良なる行刑の模範に集中し、そうして例へば Roger
Sherman の加きは "One competent judge, who had
made inquiry in his country and in Europe, declared
that the Plisburys were rated as the best prison-
keepers in the world." と云ふ言ふて居る。

此國家財政上の利益なる觀念は、一八四一—五〇年に至
るまで北米行刑改良運動を支配し、其後も多年行刑管理

の主要因子と爲つて居つた。そうして一八四五—七〇年
の間、財政上の動機に善良なる博愛主義の觀念を交へ
て Albany County Prison-Penitentiaries を始め数多
の county-penitentiaries の建設を見るに至つたので
ある。此 county-penitentiaries は其自体一の改良運
動であつて之に属するデトロイトの House of Correction
の如きは其内部組織に於て餘程明瞭に博愛主義的目的を
示して居る。

二、慈善團體及博愛論者の活躍 處が大約一八五〇年以
降世人の注意は次第に變調を來して、慈善團體又は博愛
論者の改良運動の上に注がれ行くことになつた。此等の
慈善團體中で有名なものは Philadelphia Society for
Alleviating the Miseries of Prisoners, Prison Dis-
cipline Society of Boston (1826) 及び E. C. Wins
の幹事であつた Prison Association of New York
(1846) 等で又個人としてはコンベンヤの法律學校の
Theodore W. Dwight、ヤツサチナーキツツの Frank

B. Sanborn、原著書であるイリノイスの Frederic Ho-
ward Wines、Westerns Penitentiary of Pennsylvania
の典獄 Edward S. Wright、當時デトロイトの典獄で後
にエルマイラの典獄となつた Zebulon R. Brockway
及び National Prison Association の幹事 J. S. Mil-
ligan 氏等が居る。

三、シンシナチ行刑會議及び其前後 右に述べた謂は
る provisional beginnings はやがて一八七〇年のシン
シナチ會議に綜合統一せられて茲に最初の北米行刑改
良運動は花々しく其序幕を切つて落すことになつたので
ある。(北米ペノロジストは一般に此時を以て最近北米
改良運動の始期と見るに一致して居る様である)言ふ
迄もなくシンシナチ會議は、主として B. C. Wines
の勢力と努力とによるもので、フロックウエー氏の如
きは氏を以て改良史上 Howard と並び稱すべきであ
ると激賞して居る。併て同會議の大要及び有名な De-
claration of Principles の大要は姑く之を後出譯文註

に譲ることとして、次に譯者は進んで同會議後の北米改良運動を一瞥して見ると、先づ同會議に踵を接してインヂャナ州知事 Baker は起つて現在の Women's Prison and Reformatory at Indianapolis を建設し、マツチチュローセツツ又 Concord Reformatory 及び Women's Prison を建設し、更にミチガンの知事 Bailey は教育組織を完備した Michigan State Industrial School for Dependent Children を建設し又 Jackson State Prison に校舎を建てた。斯の如にして新教育的感化主義は先づ以て茲にイントロダクションを與へらるゝことになつたのである。翻つて他の數州に於ては貧困なる地方牢獄に群集せる微罪囚の所謂改善の爲め county and district prison の建設を見たのであるが、之に對し紐育州に於てはシンシンナチ會議の結果、青年男子の初犯罪重罪犯人に對するエルマイラ感化監の組織並に其完成に付新らしい、右力な興味を喚起せらるゝことになつた。さうして次第に全米を通じ、行刑及び受刑

者に對する啓蒙思想——シンシンナチ會議の鼓舞的影響によつて創造せられた不定期刑に對する興味が現はれ來つたのである。抑々不定期刑問題が動めて社會一般の注意を惹くに至つたのはシンシンナチ會議以後の事である（勿論同會議以前に於ても例へば S. J. May は一八四七—九年の Prison Association Report 中に不定期刑原理の外罰を述べて居るし殊にアイリツシユ・システムの出現後は北米ペノロヂストは一般に其採用の可能性を信するに至つて居るけれども）。即ち同會議後インヂャナ、イリノイス、ミチガンの各會議は夫々シンシンナチ會議の代表を招いて同原理を聴取した。さうしてミチガン州にあつては八十二年既に早くもブロックウエーの起草した不定期刑の全部を實現した法律案の提出を見るに至つたのであるが此法案は無惨にも House of Representatives に於て否決するところとなつて了つた。併し其結果同州に於ては慈善刑罰及び感化の諸施設の一般的監督の爲めの Board

of commissioners の任命を見、次で此委員會は一八七三年不定期刑採用を期して左の如きレポートを議會に送つて居る。

"After much and careful investigation, we are opposed to the system of time sentence, as it now stands, and recommend a change in that system, and the introduction of reformatory sentences applicable to all crimes punishable with imprisonment in the state's prison with the exception of some of the most aggravating crimes."

併し乍ら北米に於ける最初の不定期立法の跡を辿れば、吾人はミチガンの一八六九年の所謂三年法 Three Years' Law なるものを挙げねばならぬ。さればフ氏の起草に係るもので其適用範囲極めて狭く、纔に淫賣婦に適用せらるゝに過ぎなかつたし、旁々同州最高裁判所より憲法に違反するものと認定され遂に失敗に歸したのであるが、然かもそれは既に一八六九年に於て不定期刑を準備し、次でシンシンナチ會議に於ける同原理の推舉と擁護とを誘致し、又ミチガンの委員會のレポートを誘致し、

さうして更に又直接に一八七七年（エフ・ワインズ氏に よると一八七六年）の紐育州不定期刑法律（エルマイラ法）を誘致し、斯くて同原理の北米に於ける一般的採用を來らしたのである。従つて同法はブロックウエーの語を借りて言へば「急激に犯罪に關する人類の思想上の慣習と犯罪人に對する社會の態度とを變更し、凡てのクリステンドムの刑法々典を徹頭徹尾書き直し、凡ての國の根本法をも變更し、崇高ならしむ可き運命を有する倫理上の原理の萌芽」であつたのである。（同氏前掲論文）

四、感化時代 エルマイラ感化監は譯文述ぶるが如き經緯を経て一八七七の不定期刑法律（制限的）の下に開始せらるゝことになつた。さうしてそれと同時に最近北米行刑改良は敢然として長き懲罰時代 Punishment régime を棄て、新らしい感化時代 Reformatory régime に踏み入つたのである。

既に述べたるが如く三年法始めミチガンの不定期刑立法は孰れも失敗に歸した結果右の法律は北米に於ける最

初の有效な不定期刑法律であると謂ふ可きである。勿論同制度は悠忽にして北米一般の注意を惹き幾多の模倣者を生じた。そうしてそは又全文化諸國の注意をさへ惹いたのである。一八七七年以降、同種の感化監の建設せらるゝもの一九二二年迄に十八州、二十九（内男子に對するもの十八、女子に對するもの十一）今年不定期刑原理は紐育、マサチューセツツ、ペンシルバニヤ、ミネソタ、イリノイス、オハイオ、インジヤナを始め幾多の州の認むる所となつて居る。（註）試みに各州に於ける刑期一覽表を掲げると左の如きものがある。

| Name of State | Character of Sentence | When Eligible for Parole | Per Cent. Making Good |
|---------------|-------------------------|---|-----------------------|
| Alabama | Definite and Indefinite | One-Third of definite | |
| Arizona | Indeterminate | End of min. | 92 |
| Arkansas | Definite | One-third of definite | 95 |
| California | Definite | 1st term: 1 year; 2d term: 2 yrs.; 16 months; 7 years | |
| Colorado | Indeterminate | | 80 |
| Conn. | Indeterminate | Min. sentence | No record Law Sals |

| | | | |
|----------|---------------|---|-----------|
| Rovnia | Indeterminate | End of min. | 92 |
| New York | Indeterminate | End of min. | 93 |
| N. C. | Definite | Commutation | |
| N. H. | Indeterminate | Minimum | 67 |
| N. D. | Indeterminate | End Minimum | 98 |
| N. J. | Indeterminate | Min. limit of 2-3 of max. | 75 |
| N. Mex. | Indeterminate | Min. less com. 1 to 6 mos. a year. | 85 |
| Ohio | Indeterminate | Min. except mur. and burg. 1st | 90 |
| Ola | Definite | No law; at description of government | 99 |
| Oregon | Indefinite | Min. by law | 70 |
| Pa. | Indefinite | One-third of def.; min. sentence | 76 |
| R. I. | Definite | Commutation | No record |
| S. Dak. | Indefinite | One-half less comm. min. | 90 |
| S. C. | Definite | Parol by gov. | No record |
| Tenn. | Indefinite | End min. less comm. | 95 |
| Texas | Indefinite | Any time, 1 to 10 years; mur. 2nd 5 years | 95 |
| Utah | No minimum | Any time, mur. 1st 15 yrs. | 85 |
| Vermont | No minimum | Minimum by court | 90 |
| Virginia | Minimum | One year | 7 |

| | | | |
|-----------|---------------|---|-----------|
| Delaware | Indeterminate | | |
| Florida | Definite | Commutation | |
| Georgia | Definite | | |
| Iaaho | Indeterminate | One-third | |
| Illinois | Indeterminate | 1 year, except asst. rape, me. 2 years, robbery 5 years, burg. 10 years | 75 |
| Iowa | Indeterminate | At once, or in 6 mos., or 1 yr. according to sentence | 75 |
| Kansas | Indeterminate | 1 yr. of ex. min. | 82 |
| Kentucky | Indeterminate | Lifers, 8 years. | 95 |
| Louisiana | Definite | 1 yr., except for asst. rap. & int. life, 3 years | No record |
| Maine | Indeterminate | Min. by court; $\frac{1}{2}$ sentence | 95 |
| Maryland | Definite | One-third of sentence | 100 |
| Mass. | Indeterminate | Two-thirds min. sent. not less than 2 $\frac{1}{2}$ years | No record |
| Michigan | Indeterminate | Min. lifers 18 yrs., 3 mos. | 75 |
| Miss. | Definite | | |
| Missouri | Indeterminate | Any time | |
| Minn. | None | 6 Months | 80 |
| Montana | Definite | $\frac{1}{2}$ of def. Lifers, 13 years, 9 mos. | 90 |
| Nebraska | Indeterminate | 1 yr. of ex. min. law | 82 |

| | | | |
|------------|------------|---|----|
| Wash'n. | Indefinite | Minimum | 90 |
| W. Va. | Indefinite | Minimum | 92 |
| Wis. | Definite | One-half of sent. Life, 10 years 3 months | 90 |
| Wyo. | Indefinite | Minimum | 95 |
| U. S. Gov. | Definite | One-third of def. Life, 15 years | 96 |

Note:.....Fourteen out of forty-eight states and the United States allow parole in one year, or less than one year. Declares on parole are devald.

As follows:—

| | |
|--|----|
| Minimum | 15 |
| One-half definite | 1 |
| One-third minimum, or definite | 5 |
| Minimum less commutation and extra commutation | 4 |
| Two-thirds minimum | 1 |
| One-half minimum | 1 |
| No definite term | 3 |
| One year or less | 14 |
| Definite sentence states | 6 |
| Others | 48 |

Note. - Indefinite 不長期及び短期ヲ有スル刑ノ旨ヲ意味シ definite 確定刑ノ旨ヲ意味ス

合衆國並ニ四十八邦ニ於テ平均感化率ハ 90パーセントナリ又バーヂマスノ Parole law ノ構成ハ不明ナラツテ何等ノ Parole 免許セラレテ居ナイ

(初メ The State of Hope, February 27, 1915 = 現ハレタルラ更ニ Bacon; Prison Reform = 9轉載ス)

一八九〇年 Alexander Winter は獨に於てエルマイラ感化監を記述せる一小著を著し、翌九一年英語に、翌々九二年佛語に各翻譯せられて廣く英米佛に行はれ、又イタリヤに於ては一八九〇年 Justice Mornes 大約六百頁のパンフレットを發行して主として之をエルマイラ感化監の記述に捧げ、其他同制度の原理並に沿革に關する小著又はパンフレットの類にして一八九五—一九〇〇年に現はれしものスペイン (Donado により)、漳州 (LDay Tompson により)、獨逸 (Hintreger により)、德國 (August Gull により) に及び、又外國官吏の訪

問、内外の法律雜誌、新聞、雜誌の類にして同制度を論ずるもの枚擧に遑ない。我國に於ても既に泉二博士が刑政第三六卷第三號に、又日本刑法論總則中に紹介せられた、従つて今やエルマイラ・システムは文化社會を迫じて知悉せられ、彼のペンシヤル・ペンヤ制、オーバン制と共に全世界の Penitentiary system を構成するに至つたのである。

尙ほ同システムに做つた感化監の發達に付てはズツト最後の譯者註を参照せられたし。

【註】尙不定期刑原理が一般に認めらるゝに至つた経路には多少の曲折があるので、例へば紐育州に於ては不定期刑は大約十五年間エルマイラ感化監に於ける孤立的システムであつたが、一八九一年に至つて一八八一年の紐育州刑法法典は今く改造せられ、約二十三の罪刑に對して此新タイプの刑罰——長期短期を有する——を行ふことになつたのである。尤も同州に於ては既に一八八九年の法律によつて或程度之不定期刑は認められて居つたのであるが之は裁判所が實際に行はなかつたので死文に歸して居た。尙ほ一八九二年同州刑務會が強抗なる抗議に會つて種々の紛争を重ね一九一〇年及び一七年以降種々の修正があつた。(Phil P Klein; Prison Methods in New York State, p. 414-423)

刑務所作業調査特別委員會の報告 (承前)

平野宗一郎 譯

(三) 此の報告に於ける我々の第三の目的は理想的刑務所作業制度即ち不斷の努力が爲さるべき合理的目的を提示することである。

此委員會の目的は破壊的であつてはならぬ、寧ろ建設的でなければならぬ。若し舊制度に於て放棄せらるべき事があるならばさらば更によき事がその代りに建設せられねばならぬ。かゝる事業に於て遭遇する危険は我々も知つてゐる。我々は理想家は實際的でないと思はれ、理想は到達しうべからざるものと考へられてゐることを知つてゐる。

一典獄は教示を求めた我々の請求に答へて次ぎの様に云つてゐる「此の問題は論外の沙汰である。刑務所制度が如何にあるべきかといふことについての余の意見は甚だ簡單である。何故なればそれを實行することは刑務所

建築及び管理の全計画を根本的に變更することであると思ふてゐるから、何時の日か人々が此の問題に聰明に大膽に打つかる準備ができる時が來たなら我々は我が制度を改造しよう。しかしその時までは何等の考慮を與へられない様な理想を與へることは無用である」と。

我々は此の典獄及びその他多くの人々が閉合せに答へて下さつたばかりでなくまた多くの有益な暗示を與へて下さつたことに對し大いに負ふ所あるを感じてゐる。しかしながら我々は丁度此の點に於て同典獄と意見を異にせねばならぬ。理想は提示されなければならない、そしてそれは世人がそれに注意し實現するに至るまで再びでも三たびでも繰返されねばならぬ必要がある。もし理想が我々の心中になかつたならば我々はそれに向つて努力することもないであらう。

我々は理想を提示するに就いて詳細に立入ることは止める。詳細の點は大いに時勢によつて異なるものであることを我々は知つてゐる。しかし我々は我々が本當の刑務所作業が基くべきものと信する原則を提示したいと思ふ。第一の要素は勤勉である。怠惰は人間の生來の弱點であつて犯罪の主要原因となり犯罪人の著明なる特徴となるのは性癖が加重されたものである。労働から免れよ。欲しきものを働かずに得よ。安易な道を行け。これが竊盜に導くのである。これが放逸を生ぜしめるのである。そこで受刑者は多忙でなければならぬ、有用な労働に多忙ならしめねばならぬといふことが一番重大となる。のらくら遊び、墮落、竊盜及び忙しき怠惰が餘りに多くの我が刑務所に餘りに多すぎるではないか。合理的な労働時間中の誠實な等質な不斷的労働が外の何よりもすべての労働力ある犯罪人に教へこまねばならぬ。

ジョン・ワナメーカー (John Wanmaker) が彼の店の小僧等によく言つた言葉即ち「人生に於ける成功の秘訣

てられてあるのである。彼の資格、彼の野心、彼の正直な希望及び彼の考へべき將來、これらは物である、そして若し彼といふ人間について最大なる改良がなされねばならぬならば彼の仕事を決定する本質的な物である。二三の人の様に刑務所に居るすべての人間は百姓であるべきであると考へることは誤でさへある。或る者はそんな職業には思ひ及ばなかつたとして決して成功しなかつた。彼等は他の種類の労働即ち機械工或は宗教的事業を志してゐる。これが彼等の性癖なのである、そして最善の成功は彼の生活の自然の流路に従ふことによつて達せられる。人をしてその適當する事に就かしめよ、そこに止らしめよ。彼が失望して他の何事かに移らうとしても許す勿れ。彼が假釋放せられた場合にも彼が刑務所によつて準備された仕事を始めることができるまで外出を許す勿れ。而してたとへ法律がそれを強行するために作られようとも彼が最後の釋放を受けるまでその仕事に止ることを要求せよ。

が三つある。一にも働け！二にも働け！三にも働け！といふ言葉には大きな金言がある。各受刑者も亦彼の中にあるベストを盡さんがためには注意深く研究し彼が最もよく適合する種類の労働に賢明に割當てられねばならぬ。賢明なる割當が爲さる前には身体的、心理的、精神的及び職業的試験が絶対に必要である。

人が監視の世話を受ける様になつた時適當に所遇するには決して事情の儘に放任しておいてはいけない。これが過去に於て彼が然かく屢々失敗を重ねた理由の一つなのである。刑務所に入るに至つた時には、屢々問題になることであるが、刑務所が其處此處で人間を必要とするかどうかは實は問題でありえない。人は決して一制度又は煉瓦若しくは石の建物の犠牲にされては堪らない。こゝにいふ物は人間のために存するのであつて人間がこれらの物のためになすのではない。刑務所を作り人間が刑務所に送られるのではない。刑務所が人間を作るために建

理想的な刑務所作業制度は人間が肉体的に労働の不可能であるか或は精神的に欠陥ある者でない限りはその仕事は教育的なことを要求する。最も下賤なる物から最も熟練なる物に至るまで彼は作り方を教へられねばならぬ。我が行刑設備の工業的仕事は教育的制度の一部と見做さなければならぬ。そしてそれを管理する人々はその仕事の教師と見做さなければならぬ。受刑者は最善の手段を示さねばならぬ。彼はその精力が浪費せられない様に又出来るだけ大量の仕事を成し遂げえんがために無用な努力なしに仕事をすべき方法を教へられなければならぬ。

彼は彼の爲すことに智的理由を興へらるることによつて更によき労働者になさなければならぬ。仕事中にむづかしい處へ来た時には困難はすべての事にあるといふこと及びそれは人を試練するために、そして如何なる材料で作るかを見んためにあるといふこと、又若し彼が彼の中に本當の材料を持つてゐるならば彼は放棄したりはしな

いだらうといふことを話されねばならぬ。そうすれば彼がそれに打ち克つために助力を與へられねばならぬ。そうすれば彼がそれに打ち克つ時彼は何物かを學んだといふ感じを有つであらうそして征服者といふ眞の誇を有つであらう。

此の制度は知識ある人が受刑者を導くことを要する。第一の要件はそう云う人を見出し、留めることである。如何に事を爲すべきかを學ぶことはすべての仕事に對して興味を興へる。如何にを學ぶことは成功を意味する。これを學ばないことは失敗を意味する。失敗は失望を意味する。失望は斷念に導く。

理想的な刑務所作業制度は亦正義の精神がその處を得る様な制度である。受刑者自身の適不適、發達及び必要が最上の考慮を煩はされなければならぬのみならず、これらと共に拘禁のために悩む無辜の人々の屢々聞くが如き憐なる必要に對しても同等なる注意が拂はれなければならぬ。我が委員會の一員が最近その書翰に於て述べて

ゐる様に「受刑者の工業は彼等の世話すべき家族が世話される様な賃銀を支拂はれる工業でなければならぬ。彼は云ふ「私は受刑者は彼の受する家族を貧乏にする様な制度によつては改善せられることはないだらうし又不可能であり、然らずとも大いに益せらるるとは云へないだらうと信ずる。多くの場合に於て此等の家族が本當の苦惱者である」と。我が刑務所制度に於ては受刑者に頼れる家族の必要に關して受刑者の仕事の配列につき充分の注意が拂はれなかつたのである。

されど、眞の満足は以て一人の子供と雖もその父若しくは母が刑務所に入つたために退校した者がないと云ふ事實及び州内の何處の刑務所の收容者の家族の一人と雖も昨年中に於て公共の慈善に頼らねばならなかつた者がなかつたといふ事實を指示しうる州が一つある。これは然かあるべき事である。受刑者の作業は有罪者と同じ様な又屢々有罪者以上の無辜の人々の悩みといふ大きな社會惡の問題がかくして解決せらるべき様な根柢の上にな

ければならぬといふことは常に理想的な話でないばかりでなく根據あることなのである。

次に理想的制度は責任を生ぜしめる所のものである。受刑者を知識ある勤勉なる労働者となす觀念には同じく彼を責任ある社會の一員たらしめるといふ觀念が伴はなければならぬ。こゝにまた賃銀代償の眞の重要さが感じられるのであるがこゝにも亦我が刑務所制度は欠けてゐるのである。我々は受刑者が必要とし若しくは欲するに従つて食料、下宿、衣服、醫藥、娛樂、書物、道具等を之れに與へる、而して何物をも彼に請求しない。且つこれらの物は極めて自由に與へられるので彼は權利を以てこれらの物を得ると考へる。これらの物は無償だとか、世人はこれらの無償で彼から借りてゐるのだと考へる。こうした考が釋放された時、自分は同様にしてこれらの物を有する權利があるとか、又世人は無償で衣食住を彼から借りてゐるのだと考へしめるに至るのである。受刑者に賃銀を支拂へ、同種の事業に對する地方一般の賃銀

に基いてその得る所は受刑者に支拂へ、而して彼が得たものに對しても支拂しめよ。これが受刑者に如何にして責任ある社會の一員たるべきかを教へる唯一の實際的方法である。受刑者に儉約を教へよ。浪費者たらぬ様戒めよ。貯蓄することを教へよ。釋放の日のために貯蓄することを教へよ。將來には必ずさきの儉約が用意しておかねばならぬ必要の日があることを示せ。

此の責任を實際的に教へること程すべての我が刑務所作業に重大な關係を有するものはない。しかもそれを充分に慎重に教へる刑務所は我が國に一つもない。

報酬は賢明なる工業制度の要部である。即ち相當するだけのものを得る報酬制度である。

正直な仕事の理想を教へてやらなければならぬ。即ちもし爲なければ罰せられるだらうかといふのではなくそれは彼自身の最善の利益があり、また正しいことであるからベストを盡すといふ人について話してやらなければならぬ。自分の仕事に對する興味、それは丹誠、熱

練及び利益に導くであらう。共同と親切の環境。無言なる石切場の奴隷——その仕事をしなければ土牢に打ち込まれる——の精神ではない。同胞精神を以て充溢したる有益なる、健康にして名譽ある雰囲気である。受刑者をして彼の仕事をその仕事を取巻く状況の故に愛せざるをえざらしめる様にするには以上のことが必要である。

我が刑務所事業の中で大なる目的は受刑者を一生のために準備してやることである。この事を頭に入れれば我が行刑設備は次に刑務所である代りに工業學校たる位地に至るであらう。その時強制拘禁の一事を除いては事情が明かに社會一般の最善の状態と同様になるであらう。理想的な制度は人間は世に出るといふ事實及び行刑設備は人間をその成功のために必要な習慣に立てしめるからそれは目的を遂げるのであるといふ事實を知つてゐる。その理想的な制度が人間を取扱つてゐる間は常にそれは彼に自分は成功と幸福の自由のために爲しつゝある事業によつて準備されてゐるのであるといふ事實を印象

海外時報

K S N 生

合衆國に於ける刑務作業の割當

(Allocation of Prison Industries)

最近發行されたる合衆國労働統計局 (Bureau of Labor Statistics of the U. S.) の報告によると一九二三年に於ける合衆國諸州の刑務作業による製品の価格は六

千九百萬弗と見積られてゐる。其の内價格二千六百萬弗の用品は國家施設の需要に應ずるため處分せられ、残り四千三百萬弗の價格のものは商品として市場へ賣出されたのである。

一九二四年の三月ワシントンに於て開催せられたる刑務作業會議に於て、各州を便宜地理上のゾーン(地帯)に區分するため確乎たる計畫を立て、且つ同時に此等のゾーンに定まつた作業を割當てるため委員を任命することが議決されたのである。

越へて四月にはインターマウンテン・ステーツ (Inter-Mountain States——山間州) の八州(ユタ、ニューメキシコ、アリゾナ、モンターナ、アイダホ、ネバダ、コロラド、及びワイオミング) は刑務官吏を派してソルト・レーキ・シティに相會して、次に掲ぐる三箇條の決議を採用したのである。若し此の決議にして實行せられたならば此等の諸州の受刑者一般に職業を與へることができると思はれるのである。其の決議は、

- (一) 心身共に健全なる男女受刑者は必ず就業せしめらるべきこと。
- (二) 實行可能と同時に凡ての労働可能な受刑者は、納税者、資本家、自由労働者並びに受刑者自身に對しても最も公平なる方法として、^{システム} ^{トラス} Trust System (官用主義) の下に土木工事をも含めて労働に服せしめらるべきこと、且つ官用作業の選擇については次の二點を根本要件として考慮すべきこと、
 - (a) 州の内外に於て州及び地方の官廳内に迅速に確實且つ十分なる市場を見出し且つ適當な價格に於て原料品の入手せられ得可き作業を選択すること。
 - (b) 刑務所に於ける受刑者の各分類 (Class) を最も能率的に且つ最も建設的に就業せしめ得らるべき作業を選択すること。
- (三) 凡ての受刑者はその者の行狀並びに能率の正當

とする報酬を受取るべく、且つ此の報酬は一切の
 行刑費を控除したる後刑務作業の利益中より支
 拂はるべきこと。
 の三箇條である。

若し各州に於ける受刑者が總て靴を作り靴下を作つて
 ゐたならば、パブリック・インスティテュション（公共施
 設）刑務所並びに公私の慈善矯正施設を云々に向つての
 供給過剰を來たすに違ひない。是に於てか協同諸州の間
 に作業のアロケーション（割當）をしようとする運動が起
 つて來たのである。

最近のアメリカン・プリズン・アソシエーションの集會
 の一つに於て此の運動はケンタッキーの、パブリック・イ
 ンスティテュションの委員ジョセフ・ビー・バイヤーズ氏
 によつて烈しく非難されたのである。氏はかゝる計畫の
 首唱者を以て受刑者の福利を顧みずして、州のために利
 殖を謀らんとする一箇の純然たる商業上の組合たるプリ
 ズン・トラストなりと嘲つた。マサチュセツトのスタン

ホード・ベーツ氏も亦た此の計畫を罵つて、「單に營業が
 行刑事業の緊要事となつて、保護事業に取つて代る
 日は斷じて來てはならないのである。營業管理の任に當
 つてゐる人は唯だ一事を考へてゐるのみである。即ち餓
 を作ることである。受刑者の福利を顧みないで只だ節約
 ばかりしようとするのである。此のアソシエーションは
 刑務所内に營業精神の、乃至その何たるを問はず先づ受
 刑者の福利を考慮しない方法の侵入するに對して是非共
 何等かの行動を取らなければならない」と言つた。

一方ではニュー・チャールズのバーチット・ジー・リュ
 ウィズ氏は此の計畫を眞摯な慈善的な動機に出づるもの
 としてその首唱者を辯護したのである。
 然しながら吾人の考ふる所によれば何等かの形式で作
 業といふものは受刑者の福利に必要欠くべからざるもの
 であることは明白である。要するに官用のためにしろ又
 は市場に賣出されるにしろ受刑者の労働が不利に搾取さ
 れてはならないのである。彼等は勞力の報酬としてウエ

ージ（資金）を受取るべきである。外壁の外で働く人々と
 同じ條件の下で労働すべきである。
 吾人は更に進んで、受刑者が彼等の労働に向つて相當
 の報酬を受取つて、健全な條件の下に使用せられるなら
 ば、市場は何處にあるにしても、自由労働との競争は物
 の數ではなく、従つて刑務所の製品の秩序立つた處分に
 對する抗議は傳統的な詭辯に過ぎなくなつて了うものと
 信するのである。

刑政「第三十八卷第二號掲載」アメリカに
 於ける刑務所の自給策を参照せられたし。
 (Prison Journal, October, 1924)

戸 外 監

(An Outdoor Prison)

和蘭ヘーグよりの八月二日（一九二四）の通信によれ
 ば、戸外監（"Outdoor Prison"）は其筋より正式に成
 功したことが發表されたのである。和蘭政府は此の思想

を國の各部に普及する手筈を定めたのである。此の決定
 は一年以上に亘つた經驗の結果生じたものである。報告
 によれば凡ての受刑者は名譽制の下に置かれて、刑期中
 は多大の自由が與へられてゐたけれども、誰れも信任を
 濫用するものがなかつたとの事である。
 (Prison Journal, October, 1924)

ハムブルヒに於ける行刑事情

(Strafvollzug in Hamburg)

一九二四年十一月一日よりハムブルヒの刑務所に新し
 3 服務並びに執行規則 (Dienst und Vollzugsordnung)
 が實施せらるゝに至つた。此の規則は各州政府の合致を
 得たる一九二三年七月七日の「自由刑執行の原則」(Grun-
 dsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen) に基つて
 立案されたものである。但し此の原則は獨逸共和國の刑
 執行法 (Reichsstrafvollzugsgesetz) の制定せらるゝまで
 で一時的のものとして採用せられたのである。此のハ

ムブルヒの新しい執行法が、刑罰執行の目的は社會復讐のための準備であるといふ近代的思想を體現しようとしたものであるのは勿論であつて、此の目的のために「段階に於ける刑罰」といふ思想が利用せられた譯である。行狀佳良なる場合及び改悛の意思の顯著なる場合には受刑者は四級の段階を経て上進する仕組で、特權も漸次高められて行くのである。一方には名譽心を喚起するため受刑者の屬する段階は徽章によつて表彰せらるゝのである。特に重きを置かるゝのは少年及び未成年の處遇で、その感化目的を達するための重要な要件として少年が他の收容者より分離せらるゝのは勿論の事である。ムブルヒは已に年久しく少年のために特別な行刑施設を有つてゐるので有名な都市であつて、茲では基礎的な文化事業として少年の意志の鍛練並びに身體精神上の能力の鼓舞刷新に努めてゐるのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. December 1924)

シュワイツ(瑞西)に於ける死刑

(Hinrichtung in der Schweiz)

已に數年來シュワイツには死刑(ウリのアルトドルフ事件)が復活されてゐるのである。嘗つてはシュワイツは死刑採用の爲めに烈しい戦ひをやつた處なのである。一八四八年の聯邦の憲法に於ては死刑は單に政治犯人に對して除外されたばかりで、一般の犯罪人に對しては各聯邦(Kanton)は全く自由な態度を取ることを許されてゐて、當時は各カントンは總て死刑を科してゐたのである。然しながら一八五三年の聯邦刑法——實施の範圍は制限せられてはゐたが——には已に死刑は認められてゐなかつたのである。一八四八年以來死刑はフライブルヒ、ノイエンプルヒ、チヌウリツヒ、ゲンフ、パーゼル、デフシンの諸カントンに於て夫れ／＼漸次廢止せられ、終に一八七四年の聯邦憲法に於ては聯邦同盟の全土に亘りて廢止せらるゝに至つたのである。然しながら一八七四

年一月一日の總選舉の際には死刑廢止に對する可なりに烈しい反對が存してゐて、次で一八七九年獨乙の刑法に死刑の採用せらるゝに當り、恰もシュワイツに於て多くの重大な殺人事件が頻發したので、人民は一般請願(Massenpetitionen)によつて、死刑を禁止する命令を廢止し、且つ再び死刑施行の自由を各カントンに與ふべき憲法の修正を強行せしめたのである。唯だ政治犯に關しては聯邦に於けると同じく各カントンに於ても死刑は除外されてゐた。其後に至りてウリ其他二三のカントンでは或は絶対刑として或は相對刑として死刑を法律中に採用するに至つた。然し各カントンいづれも少年には死刑を除外したのである。實際今日ではシュワイツに於ては死刑は甚だ稀れに科せられるので、而してたゞ殺人に限られてゐるのである。一八五一年より一八七四年までは尙ほ三十七件の死刑の宣告が執行せられた。聯邦憲法修正の後第一回の死刑は一八九二年一月一日ルツェルンに於て行はれ、次で一九一〇年までに諸聯邦に於て七件

の死刑が行はれた。此の期間には殺人事件は可なりに多く、一九〇一年より一九一〇までにその百〇八件が裁判上の落着を見たのみである。

ウリのアルトドルフで殘忍な少女殺害事件の犯人に對する死刑執行の際には刑罰執行官吏はえらく面喰つたのである。此時にはウリには一箇のギロタン(フランス革命の際盛んに活動したる斷頭臺)もなく、一人の刑手もゐなかつたのである。で、とう／＼ギロタンをルツェルンから借りて來たのである。刑手には古い首切り役の家の子孫で當時市の職員であつた一人が進んで其の任に當つたのであるが、其人の屬してゐる團體で止めさせてしまつた。もつとも最後の時間が來たときには補充は見出されたのであつた。

(Deutsche Juristen-Zeitung, den 1.

December 1924).

行刑教化は愛と而して權威なり

寺崎勝治

(一)

行刑は改善を意味し教育の要素の包含することは極めて明白である。改善や教育を一團として教化と名けても良いと思ふ。

教育の學者は「教育の殿堂を開くところの秘論は愛と權威である。權威は生徒を従順ならしめ愛は權威の光にして生徒は其の光に對して畏敬の念を抱くものである」と云つて居る。此の言葉は移して以て行刑教化の二大秘論とすることが出来る。權威は強者が弱者の優越性に對する畏敬の感情であつて、生理的優越、經濟的優越、智能的優越、道德的優越に外ならぬ。即ち強者が弱者を威壓

して恐怖させることや、之れを保護して依頼させることである。而して經濟的優越、生理的優越は現代文化の道程——弱者の理解から見て其の勢力極めて微弱であるからして智能的優越、道德的優越は眞の權威の基礎である

と言はねばならぬ。要するに權威の背後には愛がなければならぬ。專制的威壓は恐怖と嫌惡を招來し、權威がない愛は輕侮の念を起さしめるから愛の光を包擁するところの權威でなければ眞の權威とは云はれない。

(二)

吾人が權威に對して服従することあり、又は拒否し願念しないことがある。權威に服従する場合は

一、外面的服従。權威者の命令を輕んずるけれども、將來の不利益を慮り命令に合するものであつて、眞の服従と云ふことは出来ない

二、人格的服従。權威者の命令が明白に認識することが出来ないが、其の人格に對して人格の尊敬に依つて、服従することが即ち絶対服従である、

三、合理的服従。權威者の命令を十分に理解して理智的に任意的に服従するのである。

凡そ服従の順序から云へば最初は人格的服従が起つて然る後合理的服従が生ずるのである。

群衆心理の大家「ギユスターヴ、ルボン」は「威嚴と云ふ語の意義は種々あるが感歎とか畏怖と云ふ感情を包含することがある。又之れが基礎となることもある。それから此感情の件はないこともあり、畏怖感情の起らない死者に對して起ることもある。威嚴は一個人若くは一事業或は一思想が吾人の心意上に及ばず威壓である。此の威壓は吾人の批判的機能を癡痺し驚異と尊敬とを以て精神を充たすのである。神も帝王も婦女も人を統御することは出来ない。威嚴には後天的と先天的とあつて、後天的威嚴は家名、財産、評判の結果として生ずるのであつて、先天的威嚴とは各個人が根本的に固有せるものである。先天的威嚴は評判、光榮、財産と兩立するを得べく、又は等に依つて強かられることがある。併し此の要素なく

とも完全に存在することが出来る。後天的威嚴は地位、財産、爵位を帯ぶる事實に依つて生ずる。制服の兵士、正裝の裁判官も威嚴を有つて居る。先天的威嚴は地位、權力を離れて存在することが出来る。即ち社會上同輩たるべき人に對しても電氣的魅力を及ぼし周圍の人々に自己の思想、感情の受容を強ふることが出来るし、他人を服従させ他人に命令することも出来る。釋迦基督「マホメット」、「ナポレオン」の如き群衆指導者は多量に此の種の威嚴を有し彼等があゝの地位を得たのは之れに依るものである。假令は「ナポレオン」が其の光榮の絶頂に於て單に權力を有つて居るとの事實に依つて非常なる威嚴を持つて居たが、彼が全く名の知れざる時に既に幾分の威嚴を有して居た。彼が名もなき一武將たりし時、或權勢家の保護に依つて伊太利の佛軍指揮のために派遣された。他の將軍連は本國から來た青年將校に敵意を示さうとして居た。然るに「ナポレオン」が將軍連と會見するや將軍連は未來の大偉人を見たばかりで彼等は征服された

のである」
と論じて居る「ルボン」の所説は上記の分類とは其の趣きを異にして居るけれども、趣意は變らない。「ルボン」は群衆心理と言ふ名著に於て種々の例証を擧げて先天的、後天的、威厳を論述したのであつて其の取扱は群衆指導の立場から説いたのである。

(三)

吾人は社會本能の一として支配本能と服従本能がある。支配本能が優勝本能となり、誇示本能として表現される。優勝本能は他人に勝たんがため他人の欲望を左右するのである。誇示本能は自己表彰の欲望に外ならぬ。
一、優勝欲望は優者ばかりでなく優者を真似る人にもある。優越者の言行を模倣するのは劣弱者であつて流行は即ち之れに依つて起るのである。優者は優秀の實力を充實するために他人の欲望を左右し又は他人と競争するのである。

二、誇示欲望は他人に對して自己を表現しやうとするこ

と云ふ意識が如何なる社會にもある、資本家を利用して資本の助力を得やうとするものや、政治家の權勢を利用して優越者たらんとする傾向の如きは現代社會に於て明白なる事實である。
吾人の社會的本能は要するに優勝となり誇示となり支配となり競争となる。
(四)
行刑は或意味に於て教育である。故に受刑者の取扱は教育のそれと同じく愛と而して權威を以て臨まねばならぬ。愛の光を以て包擁した權威であらねばならぬ。此の意味に於ける權威を以て受刑者を服従させねばならぬ。即ち吾人の服従本能を利用して——優者の勢力に従つて進んで行かうとする心理作用を諒解してさうして支配し左右して……統率するものである。而して愛は他の存在幸福を喜び其の滅亡不幸を悲しむ感情である。故に自己と他人と合一し自己を拋棄すると同時に自己を擴大するの情にして、人生の最も高き尊い感情である。而も如此光

とと他人に之れを承認させやうとすることである。即ち社會の希望に投じ民衆の贊讀を博さうとするのは詰り自己の社會的生命的の安全を圖るためである。優者が劣者と區別しやうとして作法、禮儀を設けて上下の區別を明にし自己の特別性を表はさうとする。青年の闊歩、服裝、新語新動作、役人の位記、勳章、正服、帶劍、祝儀、茶代等は民衆をして優越を承認させようとして誇示するのである。

優者に統率されやうとすること——優者の權威に服従しやうとすること——優者に左右されることを欲求することの社會現象に徴し偉大な人に服従し尊敬して行くことは社會生活に於て極めて必要なることは勿論である。唯服従が盲従になつたり過度に進んだりすれば阿諛追従と云ふことになる。即ち獨立生活にあらずして寄生生活となつて大なる弊害が起るのである。
優者に服従して進行しやうとするもの——優者に率ゐられて行くと云ふ意識と優者は劣者を支配し統率して行く

を以て蔽はれた權威を以て受刑者を處遇するのである。更に之れを他の語を以て説明すれば刑務官の命令は權威である。刑務官の保護は愛情である、命令は人格的服従である。即ち絶對的服従は命令するところの理由の如何に拘はらず崇高なる人格に對して服従するのである。即ち刑務官の人格其のものに服従するのである。併しながら刑務官にして平凡なる一官吏である以上は人格的崇高と云ふことは到底望むことは出来ないからして、命令の存在、命令の理由を明確にして其の服従を強要しなければならぬ。而して受刑者其の人が命令の由つて生じた理由、命令の存在しなければならぬ理由を諒解して初めて服従するのである。即ち人格的服従にあらずして合理的服従、自覺的服従をするのである。刑務官の命令の背後には愛の光がなければならぬと云ふことは既に述べた通りであるが、愛の光の表はれるのは受刑者の身體精神の擁護として表はれることが最も多いのである。
拘禁は普通社會から特別社會に變り自由生活から拘禁生

教化用書籍貸與方法に就て

小笠原覺雄

教務の分掌事務は主として、教誨教育保護及書籍貸與である、その内書籍は教化を目的とするもので、徳性を涵養し智能を啓發せしめて、教誨教育を助成するものである。書籍の貸與は教務としては従たる事務であるが、それには多大なる時間と非常なる努力とを消費して、しかも收容者の希望を満足せしむることが出来ぬ、同職の常に遺憾とするところである。

先般以來行政財政整理の結果として、職員の減少と消耗品の節約を爲し、事務簡捷能率増進の必要を感じ來る此の旨趣を体して大正十二年七月より旭川刑務所に於て試みに施行し來りし、書籍本位のカード式貸與法は、従來行はれし收容者本位の願箋式貸與の不便と、收容者の書籍に對する不平を多少なりとも除却することを得るものと自信を有するに至つた、勿論不便不完全の點多々あり

活に移るのであるから、吾々の衣食住の形式内容共に非常なる變動を來して精神生活に付いても著しい變状を見るのである。それから被拘禁者其の人が經濟的活動を停止するから其の家庭にも大な影響を及ぼすのが當然である。被拘禁者が拘禁されたことに依つて受ける有形的、現實的、苦痛よりも家族の經濟的生活を豫測することに依つて受ける無形的、想像的苦痛は「ヨリ」以上の苦痛、懊惱である。此の苦悶を除去し緩和するものは即ち刑務官であつて慰撫、安心を與へることに依つて其の目的を達成するのである。それから被拘禁者が病氣にかゝり容易に治癒しない場合に於ては又別に一の苦痛が加はるのである。此の場合に彼に醫藥を與へるもの、彼を見舞ふものが即ち同情者慰安者である、如此精神、肉體の苦悶、疾患が愛の光に會ひ愛の光に包擁された權威に依つて復活するのである。刑務教化は支配と服従を要求すると同時に愛と權威に就いて考慮する必要があると思ふ。

(完)

れば、先輩各位の御批判と御教示を仰がんと欲し、自己の経験の一端を披瀝せんとするのである。

○

書籍本位のカード式貸與には、先づ左記様式に示すが如き(1)書籍貸與カードの作製、(2)書籍に貼付する書籍貸與票並に(3)書籍部類票の作製を必要とする。

順序として書籍部類票の作製には、票の中央「部類」の下には「宗教」「修身」「歴史」「傳記」等各部類の活字及木印を押捺すれば足る、右側の「書架」の下には書架の番號の數字を記入し、左側の「順位」の下には各種類毎に書架の配列順位の番號數字を記入するを便とする。

書籍貸與カードの作製には部類及書架の欄には書籍部類票と同一の記入を爲すべきものである、書籍名と共に著者をも記入するの注意が必要である、程度の欄には中等、専門、高卒、尋卒等の記號を附し、假名の有無を明示し置けば足る、但し書籍一冊毎に一枚のカードを作製するを要す。

書籍貸與票は書籍に貼付し貸出の際相當欄の記入するものである。

尙希望としては「書籍貸與カード裏面の稱呼番號舍房の欄を縮少して「解題」の一欄を設くれば一層便利なものとなると思ふ。

次に用紙に就ては經費關係もあるけれども、從來使用したる諸用紙を廢止することが出来れば、一時費用は多く要するも永續使用し得て「便利なりと思ふ、但し貸與カードは約三年の繼續使用なれば模造紙の原葉を最上とする、其他は片面印刷なれば廢物利用すれば事足る、用紙の大きさは適宜なれども左記位の物が適當ならんと思ふ。

○

書籍貸與の方法に就ては、教誨師又は書籍担任者は、在庫書籍にして、貸與し得べき書籍貸與カードを選択組合せ、各工場等に區別し、收容者の人員の約倍數(二冊貸與なれば其の倍數)位を各部類別に統括し、カード箱又は紙製袋に入れ、各工場担当看守に交付するのである工

場担当看守は一定の順序（作業獎勵規程又は階級處遇する時は上級の者よりすること）によつて、收容者自身に希望のカードを選定せしめ、担当看守は其カードに稱呼番號舍房を記入すれば足る、かくして全部選定終りたる時は貸與希望書籍カードのみを一括し（貸與を要せざる者と混同せざる様注意を要す）教務へ回送するのである。教務に於ては先づ貸與カードを稱呼番號順に整理し、教誨原簿在所時記事欄に貸與年月日及書籍名を記入し（舍房異動あれば必ず訂正しておくの注意を要す）、全部終了すれば、再び貸與カードを部類及び書架順位に整理し、順次書架より現品を取出し、書籍貸與票に相當の記入を爲し全部終了したるとき現品を戒護に引渡し居房へ配布せしむるを以て貸與手續は終るのである。

返納の場合は現品を戒護より受取り、之を部類書架順位に分類し、貸與カードと照合の上認印をなし、現品を書架に納め、次に貸與カードを稱呼番號順に整理し、教誨原簿に返納の木印を押捺すれば返納の手續は終るのである。

る。

貸與の方法は工場又は收容者の多寡に依つて數回に分轄する方、書籍の運用上便利なりと思ふ。

かくの如くすれば教務に於ても整理貸與し易く、担当看守の手續を省略することを得、且つ收容者希望の書籍を必ず貸與すること得るのみならず、從來教務の書籍には專任者の外は、何人も臨時取扱ふこと能はざりしが、此方法によれば何人にも容易に爲し得ること、全く機械的の動作となるのである。

茲に困難を感ずるは貸與カードの選擇配合の一事である、是れは教誨師の考慮と注意に待つの外なく、公平無私に收容者の性向智能を參照して、組合すの注意を以て漸次に慣るの外には良策はない、次に收容者が貸與カード選定の順序に就ては、不平の起ることは勿論なれども、戒護と協調して、收容者の徳性の涵養によつて之を矯正するの外はない、さきにも申す如く多く收容者中は

工場又は居房へ廻はされし貸與カードに、希望する書籍皆無の場合を豫想せねばならぬ、此場合は本人の事情を精査してやむ得ざる時は、引替又は教誨師に於て選定貸與の途を開き、此の缺陷を補足すれば可ならんと思はる。

個人貸與は書籍本位のカード式によつて貸與し、更に居

様式

| 票與貸籍書 | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|------|---|----|---|---|---|
| 貸與年月日 | | | | | | 稱呼番號 | | 舍房 | | | |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 第 | 第 | 第 | 第 | 第 | 第 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 第 | 第 | 番 | 番 | 番 | 番 |
| | | | | | | | | 舍 | 舍 | 舍 | 舍 |
| | | | | | | | | 房 | 房 | 房 | 房 |

片面圖（大々長二寸、巾一寸五分）

房には書引いろは引二種の辭書及び經典叢書の類を備付け、各人共通に看讀せしめ、工場には相當冊數を備付休憩時に隨意閱讀せしむるを便とする、尙刑事被告人又は病舎收容者は個人貸與法を用ひず、相當趣味深き部類のものを担当看守に交付し、隨時の希望に應じ引替看讀せしむる方、反て便利にして相當効果あるものと思はる、



片面圖（菱一寸）

表 面 (紙長大サ三寸五分巾四寸七分)

書籍貸與カード

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 架書及類部 | | | | | | | | | |
| 目書及作者 | | | | | | | | | |
| 著 | | | | | | | | | |
| 度 程 | | | | | | | | | |
| 有 假 無 名 | | | | | | | | | |
| 第 一 | 第 二 | 第 三 | 第 四 | 第 五 | 第 六 | 第 七 | 第 八 | 第 九 | 第 十 |
| 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 |
| 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 |
| 第 一 | 第 二 | 第 三 | 第 四 | 第 五 | 第 六 | 第 七 | 第 八 | 第 九 | 第 十 |
| 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 |
| 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 |

○注意
一出願ノ場合ハ担当看守ニ於テ稱呼番號合房ヲ記入シ
教務ヘ回送スヘシ
二返納ノ場合ハ教務ニ於テ領取ノ
書印ヲナスヘシ

裏 面 (紙大サ表面ニ同シ)

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第 一 | 第 二 | 第 三 | 第 四 | 第 五 | 第 六 | 第 七 | 第 八 | 第 九 | 第 十 |
| 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 | 稱 呼 番 號 |
| 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 |
| 第 一 | 第 二 | 第 三 | 第 四 | 第 五 | 第 六 | 第 七 | 第 八 | 第 九 | 第 十 |
| 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 | 番 號 |
| 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 | 合 房 |

刑務教育に於ける訓育上より 見たる算術教授

西山 博 我

少年受刑者教育に従事する者の特に頭腦に浮び出づるものは受刑者其者の修得せる教育程度に比して算術科成績の不良にして其思考能力の低級なることである元來彼等犯罪の原因には、種々ありと雖性來思考能力低級にして數理上の知識に乏しきがため従つて思想亦粗雑で判斷、忍耐、規律、反省、の徳性を缺乏意志亦薄弱にして懶惰、放縱、浮薄、輕躁、遲鈍、強情、利慾等に陥り易き性質を醸成するに至りしものか、彼等の生育を調査するに小學校時代より既に其の萌芽せるもの、あつて、其訓育上種々の徳性に缺くる所あるは、勿論なるも殊に修得せる學科中算術科の成績に於て最も不良劣等なるもの多數を占めて居る。

算術科は智能を要する學科なる故其成績に依つて個性

を測定するに便利なる學科なれば其成績不良なるものは概して精神能力も不完全であつて其個性の上に幾多の缺陷を有するものなることを判定するに難からざるものである、此の見地よりして考察する本科成績の良否は其の徳性にも大關係あることは自明の理で刑務教育の如き個性を基調として精神陶冶を主とする教育に在つては本科教授には特別の留意と最善の努力を施し之れが道德的品性陶冶を重要視し修身科と相俟つて訓育を施したいのである、本科は精神能力を直に數量の上に表はし其の結果を直觀に訴へ認知することを得て以て各自に固有の惡習を自覺せしめ反省力自信力を養ふべく殊に其教授中に於て諸種の缺陷と惡癖を矯正し改過遷善の徳性を涵養し訓練を實際に適切に導き善良なる習慣を養成し得べき學科である。

少年受刑者の算術成績に表れたる缺點に依つて其個性上の不備を採つて以て之れが訓育上の資料とせんに幾多の惡癖を現實的に徹底的に矯正し得んか左に欠陥の二

三を列記すれば、一、問題の理解力乏し

問題所要の點を捕捉する能力乏しく其の考察點を誤るは、理解、判断、創造、統一力に缺くる所あつて意志薄弱なることを認め得らる。

二、算式作製能力に乏し、算法上の知識乏しく括弧用、等號使用無理解にして算式作製の能力なきは、推理、思考、創作、理解、統一力低級にして短慮の性質たるを認め得る、三、運算正しからず、運算形式は未熟にして誤算多く数字の配列整はず十位なるか單位なるか不明瞭なる書き振りで前後左右終始の見分け付き難きは其思想粗雑にして規律整理の思想を缺き放縱懶惰の性質たるを認むるに足る、四、数字の書き方正しからず、数字は其形大小整はず、誤記、小數點の忘失、書方不鮮明にして亂れ書き多きは、沈着、規律、清潔、整頓思想に乏しきを表現せるものである、五、解答に對する自信なし、結果を確定し問題に對する自信なく概念なく普通常識にて見出し得るが如き卑近なる個所に誤れるもの多き

味を誤解して誤算を續行することが多い又國語力欠乏のため問題の意味を明瞭に了解できないで半知半解のまま徒勞の計算を試むことが少なくない故に少くも二三回は靜に熟讀して問題の意味を明瞭に考へしめて以て題意を誤らしめず其題意の要求考察決定に力むるがよい、問題を讀んで大体の意味を通すれば先づ第一に考へることは結果に判断である、此の問題の要求は如何なることかを探求するのである。

次に解法に必要な心理的事情を考察せしむるには直ちに理解又は動作に依りて數理能力啓培に努め數量を簡單にして推理に便なるやうに工夫をなし理解し易からしめ數量觀念の基礎を作り専ら基礎問題を確實に練習し教具の使用に力め實地の測定を重しグラフを作製し歩測目測によりて常識を養ひ教授は主として實用を重し具體的に導き思考力培養に努むると共に數量に關する趣味的に養成し細心の注意を以て事を處理する性能と貯蓄思想と公德觀念を養ひ時々實地計算上複雑なる問題を與へ動

は、反省、沈着思慮、注意の性能に乏しきためである、其の他實地の測定に疎き日常生活上必須なる知識に乏しく概算力鈍く檢算を顧みざる等擧げ來れば際限ない。

以上算術成績上に表はれたる幾多の不備と其欠陥に基く性質上欠點を矯正する方法としての算術教授は思考能力練習を基底として其教授に一段の努力と注意を拂ひ以つて之れに關連せる徳性涵養を重視して教材を選択し教授訓練を施し修身科と相俟つて刑務教育の目的に添ふべく教養したいのである。

算術科の目的は、日常の計算に習熟せしめ生活上必須なる知識を與へ思考力練習にあることは勿論なるも刑務教育の如き特殊教育にあつては品性陶冶教材として取扱ふのも亦有意義ではあるまいか、此の意味よりして算術教授には、特に思考能力練習に力を注ぎ教授上に不斷の留意と最善の努力とを以つて教材の主力點に力説し問題を輕率に看過して余りに簡易に見做すために數を見誤りて無益の演算を續行したり早く飲み込み早合點の結果意

勞、忍耐の習慣を作り緻密なる思想の鍛練に努めんとす、算式作製を奨励し事實關係と數關係との連絡を明確ならしめ公式の理法を記憶せしめ己知算法を適用して算式を工夫構成せしめ精確なる理解力と緻密思想と統一の性能を養ふ、運算は記數に誤りなく演算に間違なく正確に而も敏捷に行はしめ數字を叮嚀に書かしめ之れに依つて以て誠實、規律、清潔、忍耐、勤勞の徳を涵養せんとす、檢算を奨励して概算と對照し其の題意との適否を考證し不合理の點なきを確め尙假定法、反復法、轉換法、順逆法、夫々問題に適應せる驗算法を採り結尾の整理を忘れざるやう綿密なる注意を拂ひ其正否を檢せしめ之れに依りて自信力と反省、沈着、誠實の徳性を涵養す概算に依り答は如何なる種類（金錢、人數、或は物品）のものを求めるか其單位（圓錢、貫匁、里、町、米、瓦）と其概算を考量せしめ以て判断力を養ふと共に輕躁を誨め事を爲すに當つては、先づ概念を作るの習慣を養ひ苟にも無謀行爲を、なすまじきことを知らしめんとす、暗算の方法

を得せしめ暗算と概算の連絡方法を教示し之れが練習に依りて敏活の心力と常識能力を啓發し整理整頓の徳を養はんとす、以上刑務教育に於ける訓育上より見たる算術教授の一端を述べて同職者の教を請ふのである。

廣島刑務所三次支所の行刑

横田長右衛門

當支所は女收容所として大正五年十二月特別せらる廣島市を距る北十八里藝備鐵道に據り三時間を要す島根縣に近接する山間にして當町は近き將來鐵道開通の曉は陰陽線の要巷となり岐阜の長良川と共に鶉飼を以て名あり而して敷地は總坪數三千三百五十一坪目下收容現員は七十五六名を前後し外に營繕及掃除夫として男受刑者一名並に刑事被告人若干名なり。

建物は明治二十二年改築大正五年八月模様替に係り女受刑者の建物としては最近建設（大正七年六月）の獨居五

房一棟の外は雜居四棟十七房屏禁室二棟工場二棟ありて耕作地（三反十五歩）は構内に在り吾人は昨年五月任を當所に受け新業に従事すること三十有餘年なるも併も此種の専門に従事するは最初の行刑なるが故に嘗て諸師並に先輩の示教と体験とにより凡そ後段に掛ぐる方針の下に施行し而して諸賢の垂教を乞はんとするに當り偶々本誌本年第一巻頭に於て實務家の行刑材料を寄稿すべきを勸告せられたるに係り禿筆を呵して大方の教を仰ぐ。

一、刑罰は國家の秩序を保衛すると共に受刑者を改善して法律遵守の民たらしむるに在り換言すれば忠孝を經とし道徳を緯としたる眞の合理的人間たらしむる目的なりと信す

二、行刑は科刑期間内全然改良せざる可からず故に釋放時審査するに當り改悛の狀の表示は其狀なしとの如き斷定は爲し得られざるものと信す何んとなれば反て有りとなしし者の累犯に陥るもの多き奇現象は統計之を指針せり

三、行刑に因り病者又は不具者として釋放するが如きは法の本然に悖り變質者を普通人に化すべく規律萬能は偶々假釋放の恩典者にして一々命令に非らざれば行動するを得ざる不具者の誤りを注意せざる可からず。

四、人の心理は境遇に因り變易す換言すれば職責なき職（被監督者）若くは學生（妻子あるものにして練習所に入所中）時代に於ける稚氣を帯ぶるが如く受刑者の心理作用も亦毫も異ならざるを思はしむ。

三、懲罰懲戒は共に反省を促す手段なりと信す子弟を教養するに方り先づ鐵拳を加へて而して後ち訓戒せられたると單に訓戒せられたる場合の吾人子弟時代に於ける感想に比するときは思ひ半ばに過ぐるものあるを信す

六、彼等受刑者は家庭乃至環境不良の裡に成育せしものなるが故に家庭の眞意、社會生活上の本義を行刑の上之之感得せしめ教化せざる可からず。

七、殊に女性は偏狹にして執念執拗なるが故に小なる原因を興へられたるに因りて大なる結果を齎したる場合に於て其結果に基き責任を甘受するもの甚だ稀にし之に因り變質者たらしむることありと信す。

八、靜座法（又は息心調和法）の施行は心身を健全にする之に優れるものなきを認識す。

九、彼等の精神を開拓せんとするには先づ視野の美より精神美に誘致するの必要なるを認む。

十、教化乃至感化は熱と情が肝要にして己の欲する所は人に及ぼすの注意あるを要す其施設方法如何に完備すと雖ども之れ無ければ效なきを信す。

一一、人皆信仰の要あるも殊に刑務官吏は彼等指導誘掖に必要なり常識論者は其要なしと謂ふも然れども常識は時に依り浮動するも信仰は死命に安住して悔ゆることなく人道を踐行するに偏倚せざるを以てなり。施行以來の狀況

容貌改まり感謝の念油起し作業成績向上し狂暴者は改まりて自己を知るに至り病者は健康に殊に特異なるは足の全く自由を喪ひしより三年を経たる者の歩行すに至る等類して良好の傾向あるを認む。

就任以來懲罰せしもなく又職員に對する懲戒の如き書を徴せし事なし若し反省の念なき者あるときは處決せしむる方針なるも幸に此種の者なし。施設事項等の細事に至りては仰教の爲め將來に譲る。

我等の英語

二月號の「我等の英語」の末段の一節に對して、刑務官を侮辱するもので甚だ怪しからんといふ投書があつたようですが、それは大變な見當違ひです。記者は廣い文明史上の見地に立つて、人間生活の汚點とも見るべき彼の二つの悲しむべき事實を指點して自己批判の冷い笑みを浮べただけです。

自己批判は苦しいものです。誰しも自分の弱點をセルフクリティシズムつかれることは好まないものです。然しながら自己批判のない處に嘗つて進歩改善があつたでせうか。何故に我等人類はプログ्रेसイブ淫の制度——立派に一つの制度です——を認めて甘んじ忍ばなければならぬのでせうか。

何故に法を羅織して同類を拘禁しなければならぬのでせうか。忌むべきで可笑ふべきです。何故に人間はもつと中斷を得た、ハルモニス調和を得た生活を建

立することができないのでせうか。總ては人間の弱さ愚かさからです。廣く人類が眞の道に進まうとするならば、先づ内に省みて明かに己の弱さ愚かさを諷刺しなければならぬ。箇の弱さ愚かさを知つて後、初めて其處に人間事實に對する深い慈悲と大なる理解とが生れるのです。建設的な人間の事業にして一としてこの慈悲とこの理解との上に築かれぬものはありませぬ。若し行刑施設が徒らに無意義なる拘禁に終らぬで受刑者をして眞に人たるの道に入らしむるにありとしたならば、是非共苦しい自己批判から生れた深い慈悲と大ひなる理解とを有つてゐなければなりません。暗い冷い生活のどん底から憐れむべき男女を救ひ出して、文明史の頁の上から忌むべき汚點を拭ひ去ることができたなら我等はどんなに幸福でせう。諸君は實にこの尊い任務を負ふてゐるのです。何が侮辱でせう。以上述べた意味を味はれたら、諸君は自己の教化者たり奉仕者たる任務の益々重且つ大であることを覺らるゝ筈です。

雜 錄

行刑雜感

江南生

行刑の對象

行刑の對象は何であるか、それは云ふまでもなく「人」である。即ち對物關係でなく對人關係である。故に行刑のことを語るには「人」の研究といふことは決して忘れてならぬ要件であると信ずる。然るに人間程やつかいなものはない。なぜなれば人は肉體と精神との二方面をそなへた精神物理體であるが故に、なか／＼六ヶしい問題が時々生じて来る。如何に忍耐してもめしを喰はねば、ひもじい、冬が來ると寒い。

世を捨てて身はなきものと思へども

雪の降る日は寒くこそあれ

心身一如とは口でこそ言へるが困難なことである。つまり程度の問題でその「中」を得るが最も大切なことである。かようなのが人であるから一方に於ては生物學により、身體の器官機能、その成長發達下等動物より進化した個體發生の順序などを研究し、他方に於て心理學により精神現象の法則を明かにせなければならぬと思ふ。恰も大工が机を作るに、第一机は如何なる目的の爲に作らるか、第二その構成要素たる木材其他の性質を知る。此二つの知識がなかりせば大工としての資格はない。刑務行政でも全く其の通り、先づ行刑の目的を詳にし而して其對象たる人の性質を知るにあらざれば任務を完全に遂行することの出來ぬのは看易き事理であると思ふ。

自信の薄い行刑

自信……それは各人の有する信念で、各個人により非常なる差異がある。自信、信念、確信といったものは餘程發達した精神の働きて、よつて生ずる根本は第一

對象に關する概念と、第二に對象個々の觀念とが結合して生ずるものである。刑務行政でいへば第一行刑といふ概念と、第二に人といふ具體的の觀念とが結合して生ずるものである。その概念と觀念の擴大するに従ふて自信の量は益増加する譯である。それと反對にその概念と觀念とが、おぼろ月夜の様に不明瞭であつたとする、とても自信の生ずる筈はない。全然五里霧中である。一面からいへば素人と評價される、又た結果の方面よりして模倣的にやる仕事は熱がない、システムはよいとしても物たらぬ感じを與へる。それは矢張り對象に關する概念と個々の觀念が充實せず折角立派な制度も死んでしまふ様になる、勿論法令の研究も必要であるが、徒に規則の末節に拘泥するが如きは吾人のとらざるところ、宜しく其根源を究めたい、そして得た信念、自信、確信などいふ大なる力の下に、最も勇氣ある行刑をやつてみたい。竿の先で蛇をつゝく様なやり方や、勇氣の伴はぬ行刑は氣の抜けたビールの様に何の効果もない。

人と人

東京芝公園に財團法人協調會といふのがある。その會の月刊労働雜誌を『人と人』といふ。協調會の事業も對物關係でなく、對人關係である點に於ては行刑と同じである。そんな意味から雜誌の名を人と人と命名したのだと私は考へる。受刑者看讀用のパンフレットも『人』である。協調會の人と人との協調主義は、社會に於ける各階級、特に勞資兩者が、平等なる人格の上に立つて自他の正當なる權利を尊重すると共に、社會の秩序のために公正合理なる自制互讓をなし、以て相共に力を協せ産業の發展、文化の進歩、國家社會の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張するものである。責任の自覺は協調の出發點であり、正義と人道とは協調の根である……と云つてゐる。人と人、吾人が社會をなし、お互に幸福な生活を送つて行けるのは、此の協調の力によることゝが頗る多い。受刑者は或意味に於てこの協調を破壊したも

のであるから、この協調主義に彼等を引戻す必要がある。同じ對人關係でも行刑の對象は「法の結果による」のであるから、行刑の主體と客體の間は協調會の人と人との様に解釋すべきものでは勿論ない。しかし實質に於ては矢張り人である以上之を對物關係に觀察することは禁物である。こゝで協調會の主張を引用したのは受刑者と協調せよ、又は受刑者の意思を迎合せよの意味では宅もない。協調會の事業が對人關係であると共に、此の協調を破つた者が受刑の身となることが多いから引用したに過ぎぬ。

吾人は行刑の主體である

行刑の主體それはどう云ふ意味か、教育學では教師を指して教育の主體と云ふ。私は行刑の一方面には必ず教育學に據らなければならぬ點ありと信するが故に教育學の「教師」の意味でつかつたのである。教師それは文字を教へることでも、大工でも、鍛冶屋でも、廣い意味に於

ける教育的動作を起す者をいふ。こうなると行刑の主體は餘程六ヶ敷ものになる、而しそんな主體論は他日に譲り、卑近のことから考へてみたい。先日私は某方面に出張して老練な二三の刑務所長から話を聞いたことがある。收容者の犯行を直接取調べてみると、人と人との感情問題に原因することが非常に多い。收容者相互の間に於ては勿論であるが、行刑の主體者との間に於て感情より生ずる犯行がなかくある。例せば收容者に輕微な犯行があるとすると、それをとがめるとさするとこつた機會から動作言葉の行違ひより、相互感情の混線を來し犯行がつのる。其他種々の方面から詳細に説明された。これは吾々の最も注意すべき事項であると思ふ。教育の主體否行刑の主體なる身分に顧み、即ち教育的動作を起さしむる吾々が混線状態を呈する様では既にゼロである。自分は行刑の主體者である、彼等は吾々の指導を受くべきものであるとの自覺は片時も忘れてはならぬ。

吾人の陥り易き弊

復雑な有意的行動も屢々反復するときは、遂には全く動機の争闘なき機械的行動となり、殆んど衝動運動と異ならざるに至る。斯くの如く同一の行動を屢々反復したる結果、其の發動が次第に容易となり、機械的に一定の方向に向つて、行動を反復せんとする傾向を生ずる。これ即ち習慣である。こうした習慣は對物關係に於ては極めて必要なことであるが、對人關係に於ては都合の悪いことを生ずる場合がある、人を相手とする仕事は最も複雑なもので、各個人性質を異にする而已ならず、昨日の人と今日の人とは違ひを生ずる。それ故に對人關係に於ける吾人の頭が習慣づけられ、一定の傾向に焦げ付いてしまつては相手の變化に順應することが出来ぬ。殊に一定區域を限られて勤務する吾々は、此の陥り易き弊を特に注意するの要がある。経験家は實に尊い、誰れも敬意を拂ふ。しかし常に此の點に注意したい。茲でおことわりをして置くは、習慣は決して悪いといふのではない。或る意味に於ては教育は習慣を作るにも云へる。たゞ吾々行刑の主體が一定の傾向に焦げ付いては、世間が狭くなり、社會適應の質を失ふといつたのである。

統計

大正十三年十二中入出所並月末在所人員

(△ハ減)

| 受刑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 乳兒 | 總計 | 感 雜 刑 行 | | | |
|--------|--------|--------|----|--------|---------|----------|------|---------|
| | | | | | 増 | 減 | | |
| 受刑者 | 刑事被告人 | 勞役場留置者 | 乳兒 | 總計 | 前月末日在 | 前月同月末日現在 | 前月比較 | 前年比較 |
| 56,275 | 21,077 | 151 | 21 | 77,524 | 56,275 | 56,751 | 481 | △ 2,111 |
| 3,386 | 3,560 | 336 | 1 | 7,283 | 3,386 | 3,751 | 365 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |
| 6,609 | 6,609 | 336 | 33 | 13,907 | 6,609 | 6,751 | 142 | △ 1,000 |

内朝鮮人受刑者男 三五八八 刑事被告人男 二六六人 支那人受刑者男 六六六人
 刑事被告人 一人 北米台衆國人受刑者女 一人 露西亞人受刑者男 一人あり

よく見れば

芭蕉の句に
 よくみれば 薺アブラナ花 咲く 垣根 哉
 といふのがある。

無雑作に見ずせば、世の中には何んにもない。人事に於ても。自然に於ても……然し、注意してみれば、その中にいろいろの物があり、又多様のいなみがある。無いとおもふのは見る眼の至らぬためである。哲學者や詩人は風の音にも音楽をきき、野中の石にも無限の啓示を知るといふが、何も詩人や哲學者のみに限つたことではない。三尺の庭前にも四季折り／＼の推移につれて、植物の凋落、氣象の變化、それは實に多種多様にたえず行はれつゝあるのである。今までは、何の奇もない平凡な垣根とおもつてゐたが、春がくればそこにも草が萌え草には花が咲く。今齊の花を發見して、芭蕉は「よくみれば」の句を遺した。

札嶋少年刑務所所長務ヲ免ス 看守長 高橋敏郎(神太)
 札嶋少年刑務所所長務ヲ命ス 同 藤井秀太郎(札幌)
 任看守長月俸六〇圓給與 看守 藤倉(武(網走))
 鋼路刑務所勤務ヲ命ス 看守長 西岡三郎(小菅)
 豊多摩刑務所勤務ヲ命ス 看守長 山根信松(鋼路)
 小菅刑務所勤務ヲ命ス 典獄 大野數枝(豊多摩)
 叙高等官三等 同 山川一郎(岐阜)
 叙高等官四等 同 小橋川昭慶(前橋)
 叙高等官五等 同 正木 亮
 叙高等官六等 同 典獄補 長山 始
 同 典獄 井下金次郎
 同 青木七太郎
 同 向島鐵之助

刑務令規

大正十四年三月四日司法省行刑局長通達

刑務所長少年刑務所長宛

大正十三年勅令第十號第六條第八號ノ解釋ニ關スル件

大正十三年勅令第十號第六條第八號ノ一號其ノ未遂罪ノトアルハ

前段第二四〇條後段第二四一條ノ何レノ場合ヲモ包含スルモノナ
 ルニ抱ラス偶々之カ解釋ニ誤リ前段第二四〇條ノ未遂罪ニ對シ減
 刑ヲ行ヒタル向有之候ニ候ハ共右ハ規定ノ趣旨ニ反シタル取扱ヒ
 二有之候間若シ右ノ如キ解釋ノ下ニ取扱ヒタルモノ有之候ハバ此
 際直ニ減刑ヲ取消相成候様致度爲念及通牒候
 追テ右誤リタル解釋ノ下ニ減刑ニ浴シ既ニ釋放セラレタル者ニ
 付テハ單ニ其罪名刑期氏名ヲ當方ニ報告スルニ止メラレ度候

東西南北

小巖學兄のたより

小巖學兄は常に詩を能くす、詩は人の自然のあらはれに
 して、而も品性を向上せしむるに多大の効果あり詩なき
 人の生活はあまりに單調にして、現實にとらわれやす
 し、愚生詩を好む然るに作法を知らず、六十の手習餘暇
 に學びたし殊に一地域を限り研究に没頭する者は、時に
 思ひを天涯に馳せて詩の國を夢みるも亦徒事にあらざる
 べきか。

二一申

私も退官後無爲經過し來り候處印南君より當地保護事業
 に従事を勤められ目下奔走致候爾後御助力を煩はすこと

會報

高級刑務官練習所開所式舉行

二月十六日午前十一時より本會に於て高級刑務官練習
 所の開所式を舉行す、松井和義、大野數枝、秋山要、香
 川又二郎、の四理事、岡部常、正木亮、の兩書記官、芥
 川信、衛生官、前田靜雄、講師、江村繁太郎、島田榮造、
 近藤亮雅、の三主事等列席、泉二所長は止むを得ざる事
 項の爲め缺席されたるを以て松井理事所長を代理して左
 記要旨の指示をさる

松井所長代理指示

諸君は任所に於て重要な職務を帯びるゝにも拘らず
 茲に召集したる所以はより重要な事功を擧げらるゝこ
 とを期待せるが爲なり

多かるべく有之に付宜敷御願申上候日々市内有力者を訪
 問致居候
 休道無刑難可期 由來感化奏功遲 須將博愛唯隨業
 自作良民爰復疑 小巖未定稿

執行刑事務を完全に遂行するには常に事務的手腕を有す
 るのみならず行刑に關する學理的知識を有することを要
 す、行刑學は從來等閑視されむたりしが近年世人の注目
 を惹くに至り又刑事學の中心を占めんとしつゝあり、近
 時論議されつゝある不定期刑も近き將來に採用するゝな
 らん
 文明的の制度たる不定期刑制度の眞價を現はすと否と
 は一に刑務官の才量の如何に依存す、故に今後の刑務官
 の職務は一層重要さを加ふるものと知るべし
 諸君は實務には充分經驗あり、又學問も種々の文献に
 よりて研究されたることなれども一層勉強されて高級刑
 務官練習所開所の目的を達せられたし
 又都會の空氣に觸れることも知識を博める所以なるが
 故に在京中に可成勉學の餘暇を利用して都會の文明に觸
 れらるゝ様に心掛けられたし
 講師はその擔任の學科に對して専門の研究を積まれた
 る方々にして、又公務の傍ら教授さるゝが故にその邊
 含みあらんことを望む

香川常務理事注意

松井理事の指示終るや香川常務理事より左記注意あり
 只今所長代理より申されたる通り各講師は公務を有せ
 らるゝが故に公務の都合上休講の止むを得ざる場合を生
 ずることもあり、かゝる場合には時間を空費せざるが爲

めに臨時他の講師の補講を願ふこととなるが故に何時補講されるも差支なき様にノートを容易されおかれたし、

毎日の授業の始まりは八時半よりの日も、八時よりの日もありて一定せず、時間表により之を示す遅刻さることなき様に各自御注意ありたし、又諸君の中より委員を選びおかるれば諸君との交渉に何かと便宜なりと信ず右指示移りて式を閉づ。入所者の氏名は前就記載の通り二十二名なり。

講義科目並びに講師は左の如し

- 一、刑事政策 行刑局長 泉二新熊
- 一、拘禁制度 書記官 松井和義
- 一、作業論 書記官 岡部常
- 一、衛生 衛生官 芥川信
- 一、司法保護 保護課長 宮城長五郎
- 一、刑事手續 書記官 大原昇
- 一、比較行刑法 書記官 正木亮
- 一、刑務所建築 司法技師 濱野三郎
- 一、刑事社會學 海軍中佐 安藤謙太郎
- 一、作業心理 日本大學教授 大塚政長
- 一、工場管理

れたる秋山要氏總裁より理事を囑託せらる、

茶話會

二月二十一日午後二時より茶話會を開催 左記講師の講演あり、

- 不良少年の行動 警視廳警部 後藤四方吉君
- 不良少年の精神病學の一觀察 少年審判所囑託醫學士 成田勝郎君
- 少年に對する司法保護に就いて 司法省書記官 大原昇君

參會者左の如し、

- 瀧野澤聖順 尾佐竹猛 中島宗一
- 渡邊正武 竹鼻尙友 杉浦長久
- 金子義男 寺澤八十二郎 田口梅藏
- 牧野研正 被勸三郎 小笠正義
- 及木文四郎 上田茂登治 前田政之輔
- 仁科正次 中田主税 長井徹乘
- 堀井初太郎 稻垣泰助 岡田利
- 高市小四郎 石井幸助 近藤小十
- 日野了曉 大村曉心 雁部教三

- 一、能率増進 太田敬書
- 一、工業大意の普及 司法省囑託 田中静雄
- 一、會計法 申中檢査 官 豊山榮志
- 一、精神病理 醫學博士 三宅鏡一
- 一、社會事業 教 師 武田慧宏
- 一、教育原理 教 師 富井隆信
- 一、實務講話 本會理事 香川又二郎
- 一、警察講話 法學博士 松井茂
- 一、購買及販賣論 法學博士 渡邊鐵藏

副會長及理事の交迭

永く本會の爲盡力せられたる保護課長宮城長五郎氏は今回公務多忙の爲副會長の職を辭せられ、その後任として總裁小川平吉氏より行刑局上席書記官松井和義氏副會長を囑託された、宮城氏の本會理事たるは従前通り、又多年本會理事として盡瘁されし豊多摩刑務所長寺崎勝治氏は鳥取地方裁判所長に榮轉されたるを以て理事の職を辭職せられ浦和刑務所長より、市谷刑務所長に轉補さ

- 角 道晃 藤下伊一郎 笠井一也
- 新藤銀藏 長沼忠治 大井静雄
- 加藤敦榮 町田正重 妙園蘭弘吉
- 小椋喜直 樋口長市 山田丑太郎
- 能勢赫三 梅原哲 高野虎松
- 齋藤茂三郎 野口莞尙 田中秀實
- 藤井藤藏 後藤狂夫 高松竹三郎
- 吉川三雄司 小俣省一郎 關口元三郎
- 小室利市 長山始 富井隆信
- 石澤信次 伊東角治郎 伊藤忠次郎
- 伍井解司 鈴木留吉 北條敷賢
- 長谷川 鋪太郎 佐藤彌市郎 野手甚之助
- 立石重司 原島留吉 北野竹太郎
- 高柳貞一郎 森田信次郎 楠善孝
- 大谷佛吉 小林太平 岩崎權五郎
- 吉川吉藏 大草東三郎 是松角本
- 松田正壽 中條伊勢吉 武藤豆
- 佐々木英夫 畑野慶治 藤川藤學
- 藤原教圓

（失業者簇出の東京）

昨今は到る處不景氣、失業、就職難といふ聲を聞く、毎年學校を卒業して社會に送り出される青年少年が何萬人とあるが其の志す所に職を求め得る者は其何百分の一か何十分の一か極めて少い、數年前は商業や工業の専門學校を出た青年は就職に困難はなかつた、反つて需要が多く供給之に伴はないといふ勢であつたが、今年は東京の大會社、大商店でも求人申込は手控であるそうで、學校卒業人員の五十分の一にも足らぬ、小學校を出た少年が少年店員として商店に備はれるのも相當に有るが、これは東京に現住のものか親類とか故舊とか縁故のあるもので、確實な身元保證人を要する、縱令それが可能でも幼少年を田舎から東京に送り出すのは餘程考慮せねばならぬ、東京は田舎で想像して居なかつた誘惑が多

い目に觀るもの、口に味ふもの、耳に聞くもの、総て少年の模倣心を挑撥するやうな、物數奇な心を惹くやうな、いろ／＼の興行場や商店が設備されて簡便に出入し得るやうになつて居る、又不良の青年や團隊があつて純眞な青年少年を引摺込んで、無理往生させるやうな危険が多い、中學卒業程度の青年でも之に誘惑されることがある就中小學校卒業又は中學半途退學程度の年齢の者が多いやうに思はれる、成年の労働者で現に失業に泣くのが多い状態にある東京に、田舎から東京に行けば何職業でも容易に就かれるやうに思ふて、家を飛び出したら失敗だ、東京には黄金が道端にでも落ちて居るやうに思つたら大間違ひで、東京の勞金は田舎と大差はない、その上田舎よりは物價が高い、其日の生活にも困るのに雨が降る日は仕事がないといふやうな事にでもなれば所持品を賣つても空腹を醫せねばならぬといふ進退谷まつて惡魔の誘ひに乗るやうになる、労働者が田舎から來ても職業に就き難い又東京へ多勢來るのは東京の労働者の職を奪

ふことになる、それでは増々失業者が殖へるばかりである、それで先日東京府から各府縣へ通知して労働を目的として東京へ出て來るものを取締つて貰ふやうにしたといふことであるが、道理至極な事である、父兄たる人々よ東京は文化の中心だの、紳士商の活舞臺だのと半面を觀て羨んではいけませんね、夏來れば暑が麻きぬ解きわくる片田舎こそ心やすけれ

（勞力を安く賣れ）

先日遊れた東京瓦斯會社々長小池銀行頭取小池國三氏が青年を訓ゆるのに「勞力を安く賣れ」と常に説得された、商品を安く賣る店には、人が群集して店が繁昌する如く人間も自分の勤勞を安く賣れば、人に段々と重く用ゐられて其地位も向上して立派な椅子を占めることが出来るやうになるのだと云はれた、此の言葉に對して愧ぢない心得、行動を持つる青年が世間に幾人あるであらうか、今日労働争議とか同盟罷工とかいふ事件の起るの

は起るべき原因動機の存するのであらうが、それにしても之に加盟する青年の大半は游動氣分で附和雷同するの確手たる信念から加盟するのではないやうである、労働時間を少くしたい給料を多く貰ひたい即ち自己の勤勞を高く賣りたいといふのが主張の大部分だ、それに平生の仕事振りとは見れば、自分は給料相當の仕事をして居る、此の程度に働いて居れば充分だと考へて居る其の揚句情けで不平の様子を見せたら給料を増して呉れるだらうかといふ不料簡を起し、故意に出勤時刻を遅れたり終業時刻を待ち兼ねて手を緩め、又就業時間中も無駄話に時間を費すやうなことが多い、斯様な人間は段々と疎外せられて給料が増すどころか反て淘汰せられて落伍者となるのである。小池さんは青年に望むのは成るべく勞力を安く賣て仕事に忠實なれと訓へられた、昨年物故せられた、和田豊治氏は會社銀行の重役で貴族院議員の要職に就て居られたが、此の人は多年の経験から、「人は鰻のやうに噛みしめれば噛みしめるほど味が出る人でなくては

「ならぬ」と云はれた、人の長となる人の言葉と其の心懸は自ら異つたもので只管敬服の外はない。二宮尊徳翁は「一錢二錢の柿栗を買ふにも頭の真直な光澤のある、疵のないのを選ぶではないか、人を採用するに疵のないのを選択するのは當然だ、心懸のよい技倆のある人は必ず見出されて出世するものだ、人間の疵とは大酒飲、賭事好き夜遊好き、懈けもの、何でも悪い癖のある人は世間から排斥されて一生浮ぶ瀬はない、自ら良心を吟味して、疵があれば早く改めねばならぬ、と青年を誡められた、昔も今も世渡の道理は一である、明治天皇の御製に「とる竿のこゝろ長くもこぎよせん、あしまの小舟さはりあり」とあり又「ともすれば浮きたち易き人の世の、こゝろの塵をいかでしづめむ」と仰せられた老少男女一同服膺せねばならぬ。

（事務能率増進は不美人に限る）

事務の能率増進を圖ることは、極めて緊要たる問題に

して、久しく以前より各方面に叫ばれて居る處なるが最近某集計事務に勉めて居る百二十人中の女事務員中比較的永く勤続せる者六十人に就て調査せし結果に依れば、計算事務は小學校卒業程度の者で不美人でなければならぬと謂ふ面白い統計を得られたのである。即ち、事務能率に一番關係のある者は性質であるが、内氣で單純で

優良な者が最もよく美人では頭が諸方面に働くので例へば、仕事をしながら遊びたいとか芝居に行きたいとか、絶へず氣が散るので頭を統一して、注意力を一方面に集中することが出来ない。また美人が集計事務に適しないと云ふのは兎角顔立ちの好い者は各方面の誘惑が多い爲何時も氣分が落付かず浮々して居るからだと云ふ年齢は二十歳以下の若い者が、能率が上り即ち二十歳以上になると、世故にたけて、色々な事が頭を悩ますから、次に學力は、就任當時は女學校出身の方が好いが、時日を経るに従つて、小學校出身の方が良成績を得ると謂ふ状態である。月経時に成ると能率の減退驚く程降下

し平常の三分の一は確かに、低下するのみならず、多少ヒステリーに成つて、誤算が極めて多し最後に家庭の事情を調ふるに圓滿の家庭に育つた者程能率が上ると謂ふ。

以上は最近某銀行に於て某銀行家の調査せる結果に依る。

（化育の心）

草花は縁日から買つて來たものよりも、庭前で、種をまき、水をやつて育て上げたものが、幾倍も美しい。買つて來た花は花そのものが美しくとも、したゝみが無いのである。

菊などになると春から、丹精してつくり上げ、秋も末になつてやつと花を見ることが出来る。その開始ど一年の間、虫がつけば虫を駆除し、或は根を分け、支柱を興ふるなど、並大抵の苦心ではない。「菊つくり汝は菊の奴隷」といふ句がある位である。

この丹精が菊に對するしたしみを増す。緣日で買つた花よりも庭でつくつた花に愛としたしみが深いゆゑである。

草花ばかりではない。鶏を飼つても同じことである。否な、それよりも、この間の消息は人の實子と養子との問題に於て最もよくあらはれる。養子がとかくうまう行かないのは「化育の心」がなく「育ての努力」がないからである。生み育てる間に愛はおのづからにして湧く養子にはこれがないのである。

何事にも、報酬は努力によつてのみ得らるゝ。或る經濟學者は人格とは努力の具現なりとさへ言つてをるが、味ふべき言葉である。

愛する心。愛しいつくしむ心!! すべて面倒の起るところには必らずこの心の缺けてゐることを發見する。

（小事即ち大事）

すべてが組織的に、こまかく、ちみちに成つて來た今

日の文明國に於ては、何事も一足飛びに、大げさに完成することは出来ぬ。人間にも昔の英雄豪傑といふやうなかけ離れた大人物はなく、事業をしても一人で回天の大業を一朝にして爲しとげることは出来ない。かゝる社會にありては、大事とは小事を忠實に行ふことである。小さな事をコツ／＼と繰り返しくりかへし行ふことである。洋風の大きなビルディングも一個一個の練瓦の集積である。恰もかくの如く、大事業も一人一人の一つの仕事の完成である。個人はその仕事を、それがいかに、小さなつまらぬ、仕事であらうとも、ていねいに忠實に行ふのである。くだいて言へばたゞそれだけのことであるが併し人生の事、これに過ぎた大事はないのである。西洋人の言葉に、

Little things are little things, but to do faith-fully it are great things.

(小事は小事也。併しそれを忠實に行ふことは大事也)とある。この事である。各家庭についていへば、玄關

の下駄の揃へ方に注意するといふことは、或はそんなつまらぬことをといふ人があるかもしれない。併しこれを毎日々々、毎月々々、毎年々々、家中のものが忠實に行ふことは實に大事である。一家の繁昌はかゝるところに原因するのであつて、無暗に勸業債券や復興債券を買つたところで、そんなところに眞に家の繁昌があるものではない。

一事敢行……これが成功の基礎であり、繁昌の根底である。官吏も社員も、農業者も、商人も、又家庭に於ても、會社や官廳に於ても、田園に於ても、街上に於ても、

(職業婦人のこと)

職業婦人と云ふ言葉は近頃出来たものですが、これは丸ビルの女事務員から圓太郎の女車掌といろ／＼の種類に分れてゐます。さて日本全國でどの位の人がこの職業婦人として労働してゐるかといふと、約三百萬人を算へると近頃の新聞に書いてある。

その中何と云つても農業に従事してゐる婦人が一番多

くて、これが百四十萬二千餘人、それから民間工場に出て働いてゐる人が八十四萬六千人、商業方面が十七萬四千二百人。それからこれは女とは思へぬ位の力わざの鑛山労働婦が十萬八千三百人、次が多しやうで少い小學校女教員の六萬八千七百餘、次が官營工場に働く者四萬九千百餘人と殆んど同じ位が通信關係の交換手女事務員通信生を合せて三萬二千人それからお花お琴三味線と云つた遊藝の師匠が一萬二千人近くもある。それからすつと数は下るが刑務所で尊い働きをしてゐる女教護師や取締が三百人、女運轉手が三百人、婦人社員が八十人、女醫が三百人、タイピスト、産婆看護婦會社員が合せて六萬人、外に数は少いが婦人探偵と云ふ變つた職業もある、藝者や何んかも、これは職業婦人とすれば大分あります。これを見ても女が男の世界に食ひ込んでゐるのは事實で、いつまでも女は家にゐて子供を育てたり、家事をやつたりしてゐるのばかりと思ふのは誤りで、東京などの都會では朝に夕に男と同じく満員電車にブラ下つて勤めに出たり退つたりしてゐる職業婦人が随分あります、しかしすべてが七三の耳かくしとは限つてゐません。

美談逸話全集

修養—教訓—趣味—
實益の源泉—!!

江部鴨村氏編

百萬富萬卷の
讀んで面白く味つて爲に
なる古今東西の美談逸
話、物語數百種を極めて
體裁よく蒐録したるも
の、文章は流麗無比な現
代文であり、全文總振假
名附ですから誰方でも樂
々と讀めます。

本行發
一書本
卷一書本
熟讀せ
下天の
博識の
とらな
らん

ボイント約七百頁
四六版箱入上製差本
定價金參 圓郵税金十六錢

講話—演說—作文—
座談の種本—!!

